

### 第3章 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

#### 3.1 事業の実施予定場所

事業の実施予定場所は、図 3.1.1-1 に示すとおりである。



図 3.1.1-1 事業の実施予定場所

## 3.2 事業の実施予定場所の周囲の概況

### 3.2.1 社会経済

#### (1) 人口

面積、人口、人口密度及び世帯数は表 3.2.1-1 に示すとおりである。住之江区の面積は 20.61km<sup>2</sup>、人口は約 12 万 2 千人で、人口密度は 5,929 人/km<sup>2</sup>となっている。西成区  
の面積は 7.37km<sup>2</sup>、人口は約 11 万 1 千人で、人口密度は 15,051 人/km<sup>2</sup>となっている。

昼間人口は表 3.2.1-2 に示すとおりである。住之江区の昼間人口は約 14 万 1 千人で  
常住人口を 10.7%上回っている。西成区の昼間人口は約 12 万 6 千人で常住人口を 3.3%  
上回っている。

過去 10 年間の人口の推移は表 3.2.1-3 に示すとおりである。大阪市全体はこの 10  
年間で人口が徐々に増加しているが、住之江区、西成区の人口についてはこの 10 年間で  
やや減少の傾向を示している。

表 3.2.1-1 面積、人口、人口密度及び世帯数

平成28年10月1日現在

地 区		面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)
大阪市	市全体	225.21	2,702,033	11,996	1,373,670
	西成区	7.37	110,925	15,051	69,126
	住之江区	20.61	122,195	5,929	57,408
八尾市		41.72	268,498	6,436	111,466
松原市		16.66	120,253	7,218	50,380

出典：大阪市「第104回大阪市統計書」（平成28年版）  
大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-2 昼間人口

平成22年10月1日現在

地 区		常住人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼間人口 常住人口 (%)
大阪市	市全体	2,665,314	1,113,574	240,312	3,538,576	132.8
	西成区	121,972	22,652	18,666	125,958	103.3
	住之江区	127,210	45,287	31,703	140,794	110.7
八尾市		271,460	50,830	62,476	259,814	95.7
松原市		124,594	21,322	33,220	112,696	90.5

出典：大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-3 人口の推移

(単位：人)

各年10月1日現在

地 区		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
大阪市	市全体	2,642,854	2,650,670	2,659,796	2,665,314	2,668,972
	西成区	127,791	125,950	124,485	121,972	120,186
	住之江区	129,279	127,789	127,529	127,210	126,421
八尾市		272,752	272,254	271,921	271,460	271,032
松原市		125,525	125,585	125,047	124,594	123,819

地 区		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
大阪市	市全体	2,674,154	2,678,663	2,679,808	2,691,185	2,702,033
	西成区	118,197	116,327	114,028	111,883	110,925
	住之江区	125,839	125,029	123,910	122,988	122,195
八尾市		270,274	269,966	269,390	268,800	268,498
松原市		122,949	122,258	121,582	120,750	120,253

出典：大阪府「平成27年度大阪府統計年鑑」(平成19年の人口)

大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」(平成20～28年の人口)

## (2) 産業

産業別事業所数及び従業者数は表 3.2.1-4 に示すとおりである。住之江区における事業所数は約 5,500 事業所、従業者数は約 71,000 人である。西成区における事業所数は約 5,800 事業所、従業者数は約 43,000 人で、両区とも第 2 次産業、第 3 次産業がほぼ 100%を占めている。

工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は表 3.2.1-5 に示すとおりである。住之江区における事業所数は 187 事業所、従業者数は 6,790 人、製造品出荷額等は約 2,561 億円である。西成区における事業所数は 235 事業所、従業者数は 4,503 人、製造品出荷額等は約 1,018 億円である。

また、商業の事業所数、従業者数、年間商品販売額は表 3.2.1-6 に示すとおりである。住之江区における事業所数は 903 事業所、従業者数は 8,975 人、年間商品販売額は約 6,575 億円である。西成区における事業所数は 1,140 事業所、従業者数は 6,453 人、年間商品販売額は約 1,987 億円で、両区とも工業よりも商業が盛んである。

表 3.2.1-4 産業別事業所数及び従業者数

(単位：所、人)

平成26年7月1日現在

業 種	地 区	大阪市全体		西成区		住之江区	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
	総 数	190,629	2,267,364	5,778	42,658	5,529	70,652
第1次産業	農業、林業	54	405	1	3	2	5
	漁業	1	7	-	-	-	-
第2次産業	鉱業	9	36	-	-	-	-
	建設業	9,431	124,385	262	2,096	357	3,072
	製造業	18,467	228,246	645	6,432	455	9,183
	小 計	27,907	352,667	907	8,528	812	12,255
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	77	10,113	-	-	6	621
	情報通信業	4,895	132,822	10	142	45	1,606
	運輸、郵便業	4,423	109,330	76	2,109	626	15,073
	卸売・小売業	52,474	546,629	1,473	9,626	1,475	16,415
	金融・保険業	3,111	83,751	40	438	49	634
	不動産・物品賃貸業	16,999	86,599	632	1,636	408	1,626
	学術研究、専門・技術サービス業	12,547	100,766	61	296	132	692
	宿泊・飲食サービス業	28,422	224,300	1,251	4,949	712	4,824
	生活関連サービス・娯楽業	11,728	84,231	446	1,646	358	2,029
	教育・学習支援業	3,780	50,787	56	265	100	1,459
	医療・福祉	12,752	202,918	593	9,919	453	7,632
	複合サービス業	453	12,337	19	298	22	397
	サービス業（他に分類されないもの）	11,006	269,702	213	2,803	329	5,384
小 計	162,667	1,914,285	4,870	34,127	4,715	58,392	

(単位：所、人)

平成26年7月1日現在

業 種	地 区	八尾市		松原市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
	総 数	12,351	113,468	4,889	40,554
第1次産業	農業、林業	18	78	5	27
	漁業	-	-	-	-
第2次産業	鉱業	-	-	-	-
	建設業	805	4,465	440	2,644
	製造業	3,156	38,319	778	9,628
	小 計	3,961	42,784	1,218	12,272
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	10	5	85
	情報通信業	42	362	11	60
	運輸、郵便業	326	6,466	84	2,073
	卸売・小売業	2,579	21,226	1,140	9,390
	金融・保険業	111	1,478	42	555
	不動産・物品賃貸業	928	2,818	451	1,312
	学術研究、専門・技術サービス業	260	1,287	101	431
	宿泊・飲食サービス業	1,344	9,589	602	3,708
	生活関連サービス・娯楽業	861	5,772	407	1,694
	教育・学習支援業	340	2,528	144	1,278
	医療・福祉	922	14,160	407	5,809
	複合サービス業	46	966	17	130
	サービス業（他に分類されないもの）	611	3,944	255	1,730
小 計	8,372	70,606	3,666	28,255	

注. 総数には公務を除く。

出典：大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-5 工業の概要

平成26年12月31日現在

地 区		事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
大阪市	市全体	5,727	117,897	3,634,826
	西成区	235	4,503	101,759
	住之江区	187	6,790	256,060
八尾市		1,425	29,626	974,782
松原市		322	6,800	139,324

注. 製造品出荷額等とは、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計である。

出典：大阪市統計書「第104回」

大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-6 商業の概要（卸売・小売業）

平成26年7月1日現在

地 区		事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
大阪市	市全体	34,198	351,837	34,747,852
	西成区	1,140	6,453	198,683
	住之江区	903	8,975	657,540
八尾市		1,801	15,679	527,728
松原市		712	5,757	199,478

注1. 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

注2. 従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

出典：経済産業省「平成26年商業統計」

大阪市統計書「第104回」

### (3) 交通

事業計画地周辺の主な道路状況及び主な鉄道状況は図 3.2.1-1 及び図 3.2.1-2 に、主要な道路と交通量は表 3.2.1-7 に示すとおりである。

事業計画地周辺の道路としては、東側に府道 29 号線（愛称：新なにわ筋）と阪神高速 15 号堺線が並行して南北に通っている。府道 29 号線の 24 時間交通量は約 3 万 9 千台から 4 万 4 千台であり、大型車混入率は約 26～29%となっている。また、南側には府道 5 号線（愛称：南港通り）が東西に通っており、24 時間交通量は約 3 万 3 千台、大型車混入率は約 24%となっている。

鉄道については、大阪市営地下鉄四つ橋線、南海本線、南海汐見橋線がある。事業計画地から最寄りの駅として大阪市営地下鉄四つ橋線北加賀屋駅があり、「平成 28 年度大阪府統計年鑑」によると平成 27 年の乗車人員は 1 日あたり 12,482 人である。

表 3.2.1-7 事業所計画地周辺の主要な道路と交通量

(単位：台)

地点 No.	路線名	昼間12時間交通量 (上下合計)				24時間交通量 (上下合計)				昼夜率 (%)
		小型車	大型車	大型車 混入率(%)	合計	小型車	大型車	大型車 混入率(%)	合計	
1	府道29号線	19,406	8,356	30.1	27,762	27,681	11,463	29.3	39,144	1.41
2	府道29号線	21,606	8,902	29.2	30,508	32,571	11,690	26.4	44,261	1.45
3	府道5号線	16,837	5,711	25.3	22,548	25,145	7,775	23.6	32,920	1.46

出典：国土交通省道路局「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」

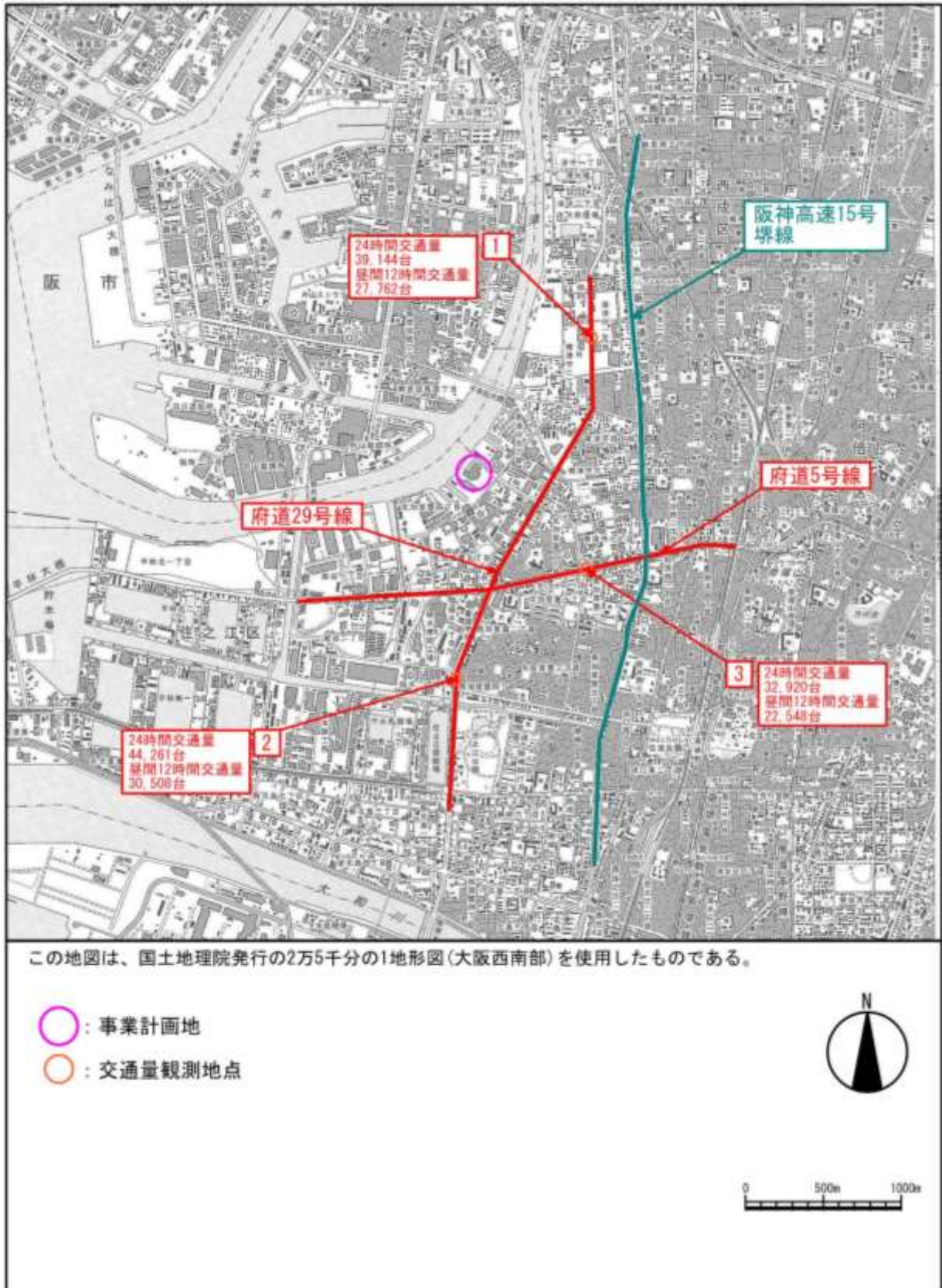


図 3.2.1-1 事業計画地周辺の道路状況



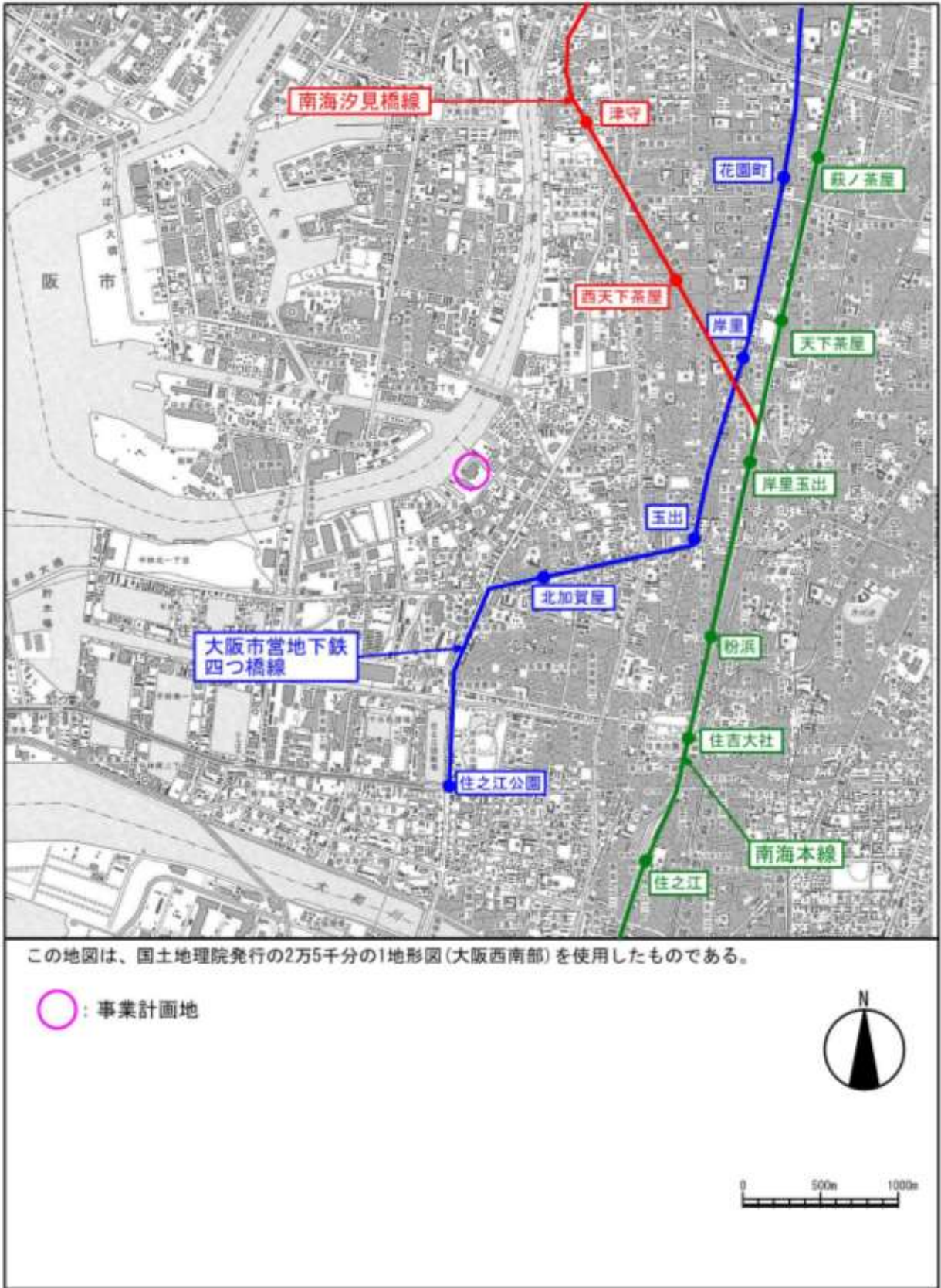


図 3.2.1-2 事業計画地周辺の鉄道状況

#### (4) 土地利用

事業計画地周辺の用途地域の指定状況は図 3.2.1-3 に示すとおりである。事業計画地及びその周囲は工業専用地域であり、事業計画地の東側を見ると、工業地域及び準工業地域を経て第1種住居地域等の住居系地域が広がっている。

土地利用の現況は表 3.2.1-8 に、地目別民有地の現況は表 3.2.1-9 に、用途地域面積の現況は表 3.2.1-10 に示すとおりである。

事業計画地周辺の学校・病院施設は表 3.2.1-11 及び図 3.2.1-4 に示すとおりである。

表 3.2.1-8 土地利用の現況（大阪市）

(単位：百m<sup>2</sup>) 平成25年10月1日現在

用途地域		地 区		
		西成区	住之江区	大阪市全体
総面積		74,307	207,211	2,225,779
建物用途	合 計	46,486	125,301	1,261,504
	住居施設	20,782	24,178	495,683
	商業施設	7,942	15,199	238,072
	文教施設	3,753	7,982	122,538
	医療厚生施設	1,535	1,579	29,605
	工業施設	6,250	13,163	150,404
	供給処理施設	1,539	7,596	35,960
	運輸通信施設	3,292	53,082	149,762
	官公署施設	435	900	15,659
	その他施設	959	1,623	23,819
非建物用途	合 計	27,822	81,910	964,276
	道 路	15,925	33,514	434,871
	軌道敷	1,149	829	25,054
	公園緑地	2,908	10,901	119,495
	農 地	65	278	10,310
	河川水面	2,047	18,465	196,285
	青空駐車場	3,216	7,408	83,183
	その他	2,512	10,515	95,079

注. 非建物用途の「その他」とは、未利用地、資材置場等、墓地、その他（土提等）である。

出典：大阪市「第104回大阪市統計書」（平成28年版）

表 3.2.1-9 地目別民有地の現況（大阪市、八尾市、松原市）

（単位：m<sup>2</sup>）

平成28年1月1日現在

地目 \ 地区	大阪市	八尾市	松原市
総面積	111,261,641	27,285,442	10,118,196
田	461,846	3,067,387	2,029,310
畑	486,456	1,398,473	110,242
宅地	104,853,125	17,562,394	7,233,806
池沼	-	953	-
山林	-	3,792,757	-
原野	-	-	-
（雑種地）鉄軌道	3,288,392	321,358	91,018
雑種地（鉄軌道を除く）	2,171,822	1,142,120	653,820

出典：大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

表 3.2.1-10 用途地域面積の現況

（単位：ha）

平成26年3月末現在

用途地域 \ 地区	大阪市	八尾市	松原市
総面積	21,145.0	2,736.7	1,312.1
第一種 低層住居専用地域	-	45.0	31.0
第二種 低層住居専用地域	-	-	-
第一種 中高層専用地域	360.0	444.7	125.3
第二種 中高層専用地域	2,049.0	379.4	320.5
第一種 住居地域	5,342.0	733.9	349.2
第二種 住居地域	1,191.0	65.3	128.7
準住居地域	350.0	33.2	19.5
近隣商業地域	573.0	92.4	44.8
商業地域	3,613.0	35.0	11.4
準工業地域	4,711.0	644.9	281.7
工業地域	957.0	222.7	-
工業専用地域	1,999.0	40.2	-

出典：大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

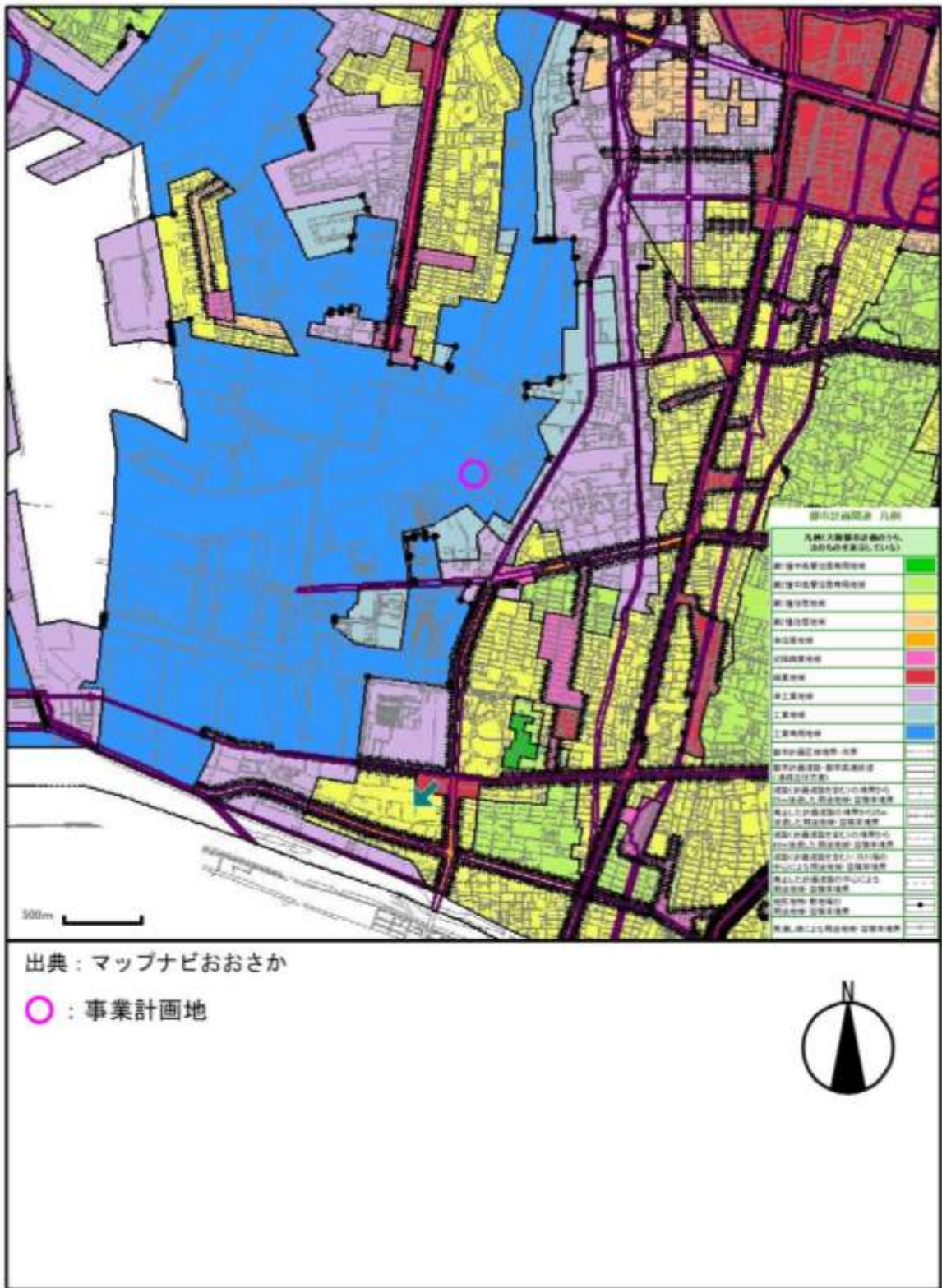


図 3.2.1-3 事業計画地周辺の用途地域の指定状況

表 3.2.1-11 (1) 学校・病院施設の分布 (学校)

番号	学校名	番号	学校名	番号	学校名
1	北恩加島小学校	43	天下茶屋幼稚園	85	帝塚山学院小学校
2	北恩加島幼稚園	44	天下茶屋保育所		帝塚山学院中学校・高等学校
3	大正北中学校	45	大谷学園中高等学校	86	帝塚山学院幼稚園
4	ファミリー保育園チシマ	46	昭光幼稚園	87	まんだい保育所
5	泉尾東小学校	47	南津守保育所	88	阪南中学校
6	めぐみ保育園	48	南津守小学校	89	平林小学校
7	小林小学校	49	聖化保育園	90	住吉川小学校
8	千島保育所	50	成南中学校	91	加賀幼稚園
9	北津守小学校	51	千本小学校	92	真住中学校
10	北津守保育所	52	岸の里幼稚園	93	住之江小学校
11	西成高等学校	53	千本保育所	94	清江小学校
12	暁光会ひかり学園	54	どんぐり保育園	95	えびす保育園
13	鶴見橋中学校	55	玉出中学校	96	浜口保育所
14	長橋第2保育所	56	岸里小学校	97	粉浜学園
15	長橋小学校	57	玉出東保育園	98	住吉幼稚園
16	今宮工科高等学校	58	阿倍野学園幼稚園	99	住吉乳児保育所
17	大国小学校	59	きたばたけ保育園	100	住吉保育所
18	今宮高等学校	60	赤橋幼稚園	101	墨江小学校
19	新今宮小学校・今宮中学校	61	松虫中学校	102	万領保育所
20	木津中学校	62	朝陽幼稚園	103	新北島中学校
21	恵美小学校	63	晴明丘小学校	104	新北島小学校
22	わかくさ保育園	64	住吉高等学校	105	新北島保育所
23	鶴町保育所	65	きのみむすび保育園	106	住之江中学校
24	鶴町学園	66	どろんこ保育園 れんげ園	107	第2住之江保育園
25	鶴町小学校	67	加賀屋中学校	108	敷津浦小学校
26	大正西中学校	68	どろんこ保育園	109	大和幼稚園
27	南恩加島小学校	69	加賀屋小学校	110	住吉商業高等学校
28	大正中央中学校	70	北加賀屋保育所	111	やまと保育園
29	南恩加島幼稚園	71	中かがや幼稚園	112	住之江保育園
30	大正保育所	72	加賀屋東小学校	113	御崎保育所
31	平尾小学校	73	玉出西保育園	114	安立小学校
32	松之宮小学校	74	住吉第一中学校	115	清明学院高等学校
33	松之宮保育所	75	玉出小学校	116	墨江丘中学校
34	梅南中学校	76	玉出幼稚園	117	清水丘小学校
35	梅南津守小学校	77	北粉浜小学校	118	ひまわり保育所
36	松通保育所	78	粉浜幼稚園	119	墨江幼稚園
37	橘保育所	79	粉浜小学校	120	三稜中学校
38	橘小学校	80	東粉浜幼稚園	121	こぐま保育所
39	花園和敬学園	81	東粉浜小学校	122	南住吉小学校
40	松通東保育所	82	晴明丘南小学校	123	あびこ幼稚園
41	天下茶屋中学校	83	住吉中学校		
42	天下茶屋小学校	84	住吉小学校		

出典：住之江区HP 子育てマップ (<http://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/cmsfiles/contents/0000399/399858/ura.pdf>)

大阪市立学校園HP 小学校 (<http://www.ocec.jp/school/index.cfm/6,0,30.html>)

大阪市立学校園HP 中学校 (<http://www.ocec.jp/school/index.cfm/7,0,30.html>)

西成区HP 保育所・保育園・幼稚園 (<http://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000092493.html>)

西成区HP 小学校・中学校・高等学校の紹介 (<http://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000303516.html>)

大正区HP 学校(園)関係 (<http://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000000331.html>)

住吉区HP 幼稚園・保育所(園) (<http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/page/0000191601.html>)

阿倍野区HP 幼稚園・保育所(園) (<http://www.city.osaka.lg.jp/abeno/page/0000312085.html>)

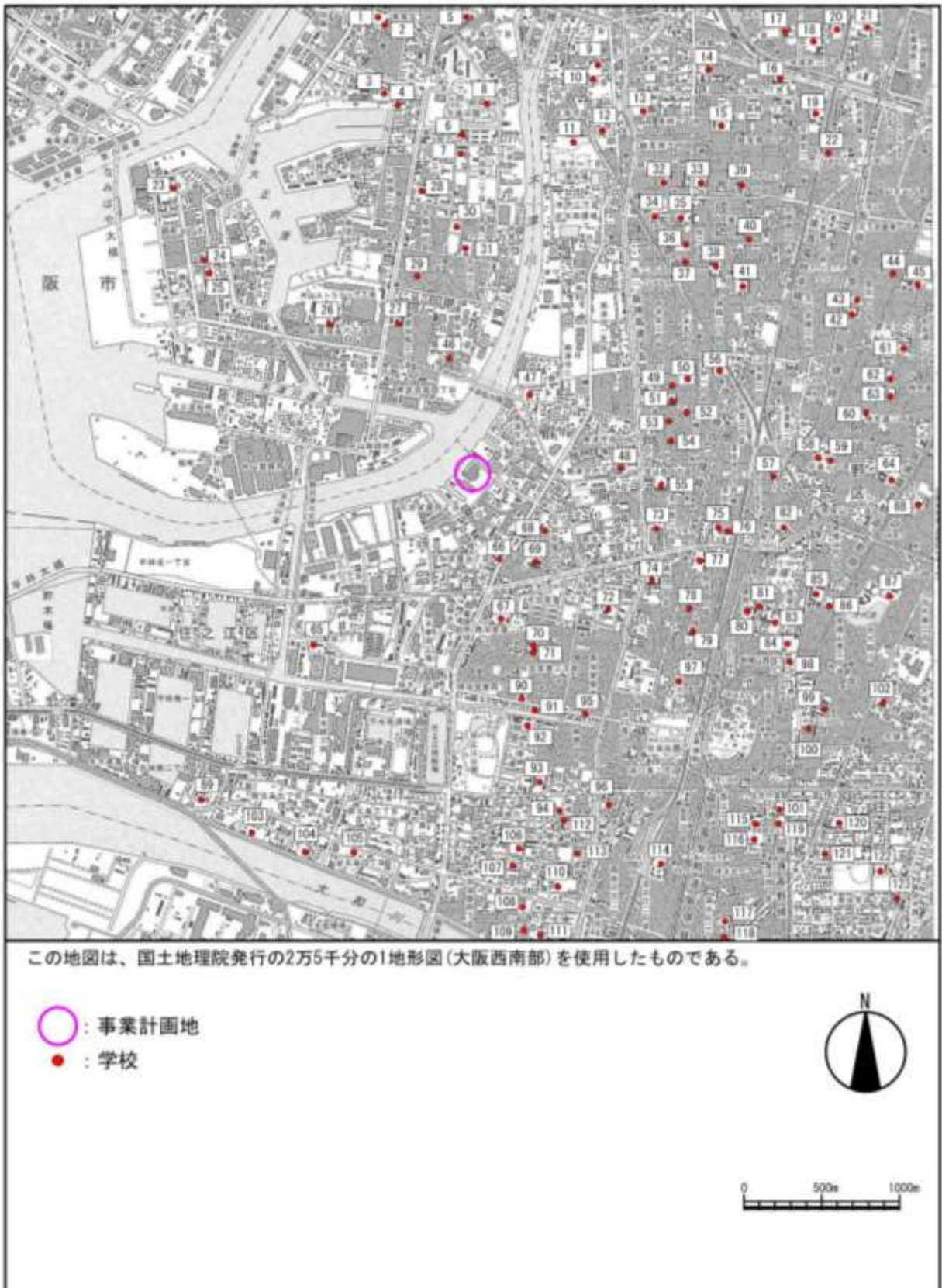


図 3.2.1-4 (1) 学校・病院施設の分布 (学校)

表 3.2.1-11 (2) 学校・病院施設の分布 (病院)

番号	病院名	番号	病院名
1	大阪府済生会泉尾病院	12	南港病院
2	藤田記念病院	13	南大阪病院
3	なにわ生野病院	14	住吉市民病院
4	大和中央病院	15	帝塚山病院
5	大阪社会医療センター附属病院	16	越宗整形外科病院
6	津守病院	17	阪和第二住吉病院
7	思温病院	18	大阪急性期・総合医療センター
8	杏林記念病院	19	友愛会病院
9	浦上病院	20	阪和住吉総合病院
10	山本第三病院	21	阪和病院
11	山本第一病院		

出典：NTTタウンページ

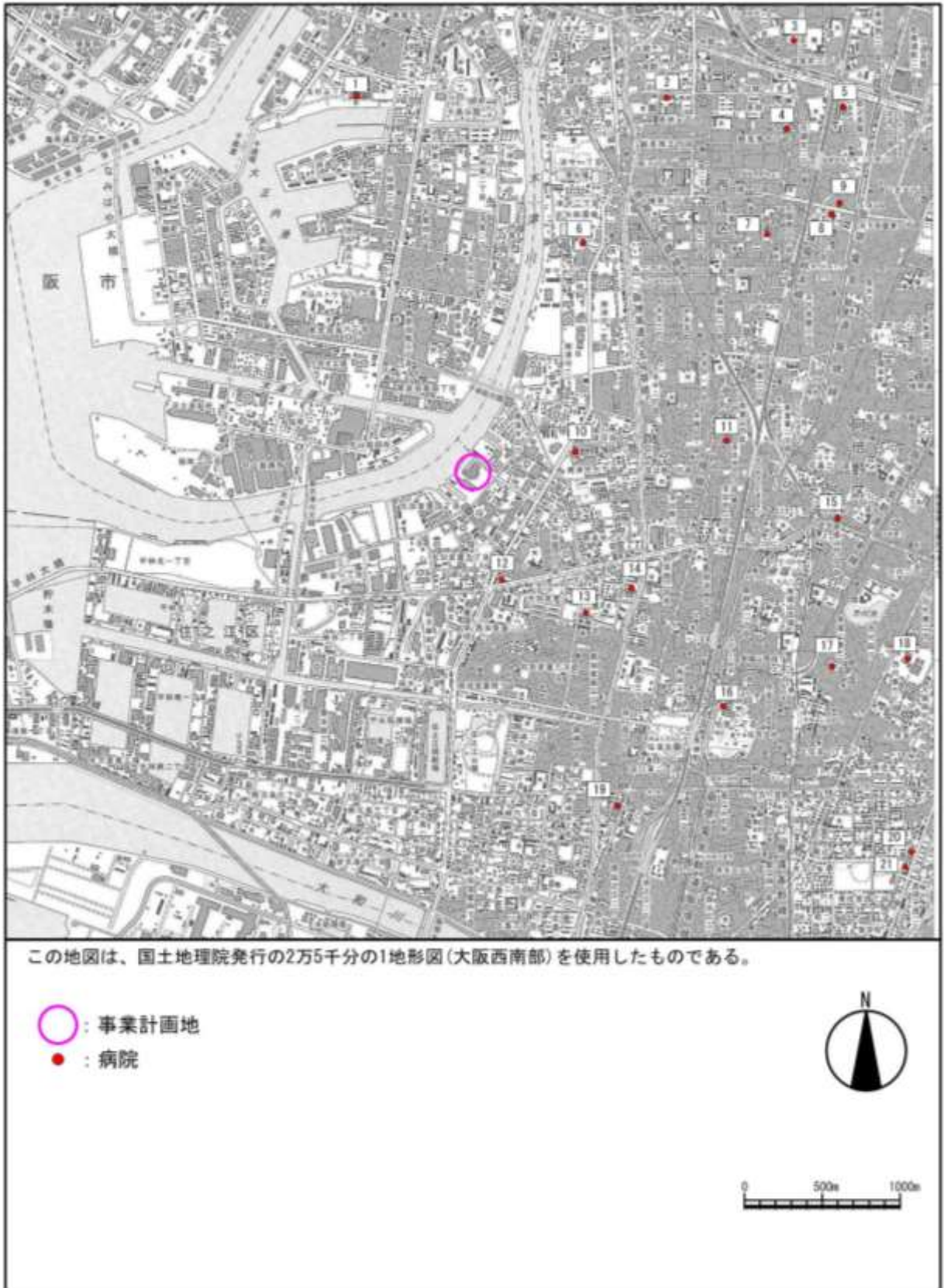


図 3.2.1-4 (2) 学校・病院施設の分布 (病院)



(5) 水利用

① 上水道

上水道の取水及び給水状況は表 3.2.1-12 に示すとおりである。上水道普及率は各市ともほぼ 100%となっている。

表 3.2.1-12 上水道の取水及び給水状況

平成27年度

地 区	年間取水量 (千 $m^3$ )	年間給水量 (千 $m^3$ )	給水人口 (人)	給水世帯数 (世帯)
大 阪 市	432,054	407,239	2,697,070	1,363,007
八 尾 市	32,174	32,172	268,750	110,558
松 原 市	12,458	12,458	120,288	49,774

出典：大阪府健康福祉部環境衛生課「平成27年度大阪府の水道の現況」

② 下水道

下水道の普及状況は表 3.2.1-13 に示すとおりである。下水道普及率は大阪府で 100.0% (人口比)、八尾市で 95.6% (人口比)、松原市で 95.3% (人口比) となっている。

表 3.2.1-13 下水道の普及状況

平成27年度

地 区	処理人口 (人)	普及率 (%) [人口比]
大 阪 市	2,672,702	100.0
八 尾 市	257,155	95.6
松 原 市	116,716	95.3

※普及率 (%) [人口比] = 水洗化人口 / (水洗化人口 + 非水洗化人口) × 100

出典：大阪府「平成28年度大阪府統計年鑑」

### 3.2.2 生活環境

#### (1) 大気質

事業計画地周辺の大気常時測定局における大気汚染物質濃度の測定結果を、既存資料から収集し整理することにより、事業計画地周辺における各種大気質の現況を把握するとともに、経年変化及び環境基準の達成状況等の把握に努めた。

調査対象とした測定局及び項目は、表 3.2.2-1 及び図 3.2.2-1 に示すとおりである。

表 3.2.2-1 (1) 測定局の用途地域・調査項目

平成27年度

測定局名				用途地域	事業計画地からの方位及び距離	調査項目					
						二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学オキシダント (Ox)	非メタン炭化水素 (HC)
一般大気測定局	大阪市	大正区	平尾小学校	住	北・約1.5km	○	○	○	○		
		住之江区	清江小学校	住	南南東・約2.2km	○	○	○		○	
		西成区	今宮中学校	商	北東・約3.1km		○	○		○	
自動車排出ガス測定局		住之江区	北粉浜小学校	住	東南東・約1.5km		○	○	○		○
		住之江区	住之江交差点	商	南・約2.1km		○				

注. 用途地域の欄で「住」は第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域、「商」は近隣商業地域及び商業地域を示す。

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

大阪府「大阪府環境白書」（平成28年版）

表 3.2.2-1 (2) 有害大気汚染物質環境モニタリング測定局・調査項目

平成27年度

測定局名			区分	事業計画地からの方位及び距離	調査項目			
					ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
大阪市	大正区	平尾小学校	発生源	北・約1.5km	○	○	○	○

注. 区分の欄で「発生源」は発生源周辺を示す。

出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成28年版）

表 3.2.2-1 (3) ダイオキシン類環境調査測定地点

測定地点			事業計画地からの方位及び距離
大阪市	大正区	平尾小学校	北・約1.5km

出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成28年版）

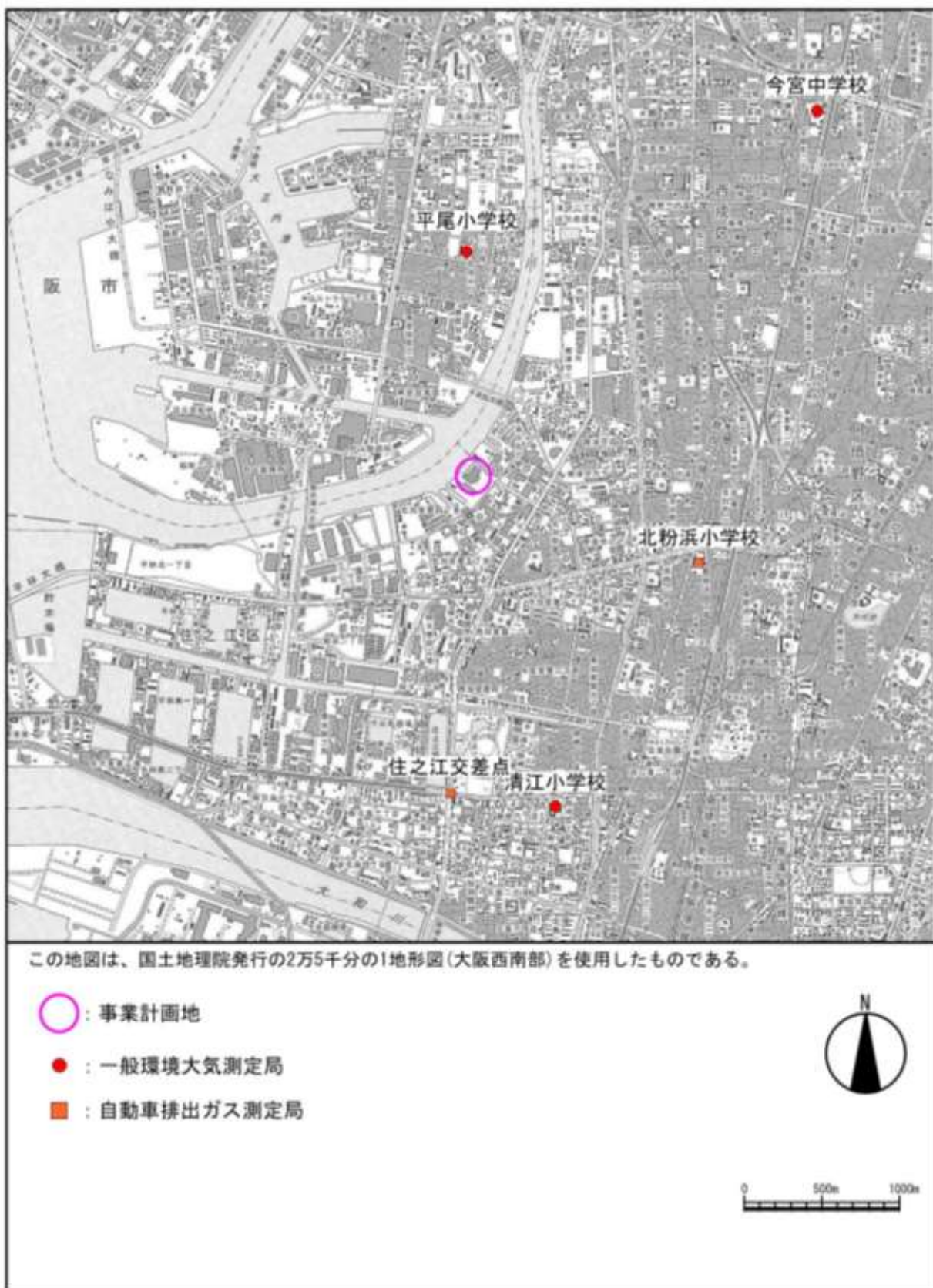


図 3.2.2-1 大気質調査地点

① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は、表 3.2.2-2 に示すとおりであり、年平均濃度は低濃度で推移している。なお、平成 27 年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-2 (1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の経年変化 (年平均値)

(単位 : ppm)

測定局名			年度				
			平成 23年	24年	25年	26年	27年
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004
	住之江区	清江小学校	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005

出典 : 大阪府「大阪府環境白書」(平成24年版～平成28年版)  
大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

表 3.2.2-2 (2) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の年間測定結果 (平成 27 年度)

測定局名			年平均 値	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				ppm	時間	%	日				
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.010	○	0
	住之江区	清江小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.011	○	0

注1. 日平均値とは、1日20時間以上測定された日の1時間値の算術平均値をいう。

注2. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

出典 : 大阪府「大阪府環境白書」(平成28年版)  
大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

② 窒素酸化物 (NO、NO<sub>2</sub>、NO + NO<sub>2</sub>)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は表 3.2.2-3 に示すとおりであり、年平均濃度は長期的には改善傾向で推移している。なお、平成 27 年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-3 (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の経年変化 (年平均値)

(単位 : ppm)

測定局名			年度				
			平成23年	24年	25年	26年	27年
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.022	0.021	0.020	0.020	0.019
	住之江区	清江小学校	0.022	0.021	0.021	0.020	0.020
	西成区	今宮中学校	0.022	0.022	0.022	0.021	0.020
自動車排出ガス 測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.029	0.028	0.028	0.026	0.025
	住之江区	住之江交差点	0.031	0.031	0.031	0.029	0.029

出典 : 大阪府「大阪府環境白書」(平成24年版~平成28年版)  
大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

表 3.2.2-3 (2) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の年間測定結果 (平成 27 年度)

測定局名			年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
					日	%	日	%		
			ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.019	0.092	0	0.0	13	3.6	0.042	0
	住之江区	清江小学校	0.020	0.080	0	0.0	6	1.6	0.039	0
	西成区	今宮中学校	0.020	0.097	0	0.0	8	2.2	0.040	0
自動車排出ガス測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.025	0.091	0	0.0	19	5.2	0.042	0
	住之江区	住之江交差点	0.029	0.090	0	0.0	45	12.3	0.05	0

注1. 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

注2. 環境基準は1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典 : 大阪府「大阪府環境白書」(平成24年版~平成28年版)

表 3.2.2-3 (3) 一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NO + NO<sub>2</sub>) の年間測定結果 (平成 27 年度)

測定局名			一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )			
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値のNO <sub>2</sub> / (NO+NO <sub>2</sub> )
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.006	0.184	0.026	0.025	0.233	0.063	76.0
	住之江区	清江小学校	0.005	0.136	0.022	0.025	0.171	0.058	79.0
	西成区	今宮中学校	0.005	0.128	0.021	0.025	0.168	0.060	80.7
自動車排出ガス測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.013	0.157	0.033	0.038	0.224	0.07	65.2
	住之江区	住之江交差点	0.021	0.189	0.052	0.049	0.255	0.094	57.9

注. 「日平均値の年間98%値」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値を示す。

出典 : 大阪府「大阪府環境白書」(平成28年版)

大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は表 3.2.2-4 に示すとおりであり、年平均濃度は長期的には改善傾向で推移している。なお、平成 27 年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-4 (1) 浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化 (年平均値)

(単位 : mg/m<sup>3</sup>)

測定局名			年度				
			平成23年	24年	25年	26年	27年
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.031	0.030	0.030	0.025	0.025
	住之江区	清江小学校	0.021	0.020	0.020	0.022	0.020
	西成区	今宮中学校	0.023	0.020	0.023	0.023	0.022
自動車排出ガス 測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.024	0.023	0.027	0.022	0.022
	住吉区	我孫子中学校	0.027	0.028	0.029	0.026	0.025

出典：大阪府「大阪府環境白書」(平成24年版～平成28年版)  
大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

表 3.2.2-4 (2) 浮遊性粒子状物質 (SPM) の年間測定結果 (平成 27 年度)

測定局名			年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
				mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日				
一般環境 大気 測定局	大正区	平尾小学校	0.025	0	0.0	0	0.0	0.141	0.057	○	0
	住之江区	清江小学校	0.020	0	0.0	0	0.0	0.125	0.055	○	0
	西成区	今宮中学校	0.022	0	0.0	0	0.0	0.111	0.053	○	0
自動車排出ガス測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.022	0	0.0	0	0.0	0.129	0.058	○	0
	住吉区	我孫子中学校	0.025	0	0.0	0	0.0	0.106	0.054	○	0

注. 環境基準の長期的評価は、1時間値の日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

出典：大阪府「大阪府環境白書」(平成28年版)  
大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

④ 微小粒子状物質

年平均濃度の経年変化及び年間測定結果は表 3.2.2-5 に示すとおりであり、年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移している。なお、平成 27 年度においては、各局とも環境基準に不適合となっていた。

表 3.2.2-5(1) 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局名			年度				
			平成 23年	24年	25年	26年	27年
一般環境 大気測定局	大正区	平尾小学校	—	16.5	18.0	16.8	15.7
	大阪市内平均（測定7局）		17.0	16.8	17.5	16.7	15.4
自動車排出ガス 測定局	住之江区	北粉浜小学校	—	—	20.6	20.2	18.9
	大阪市内平均（測定5局）		18.8	18.0	18.9	17.9	16.1

注1. 微小粒子状物質は平成23年度から測定を開始している。

注2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成24年版～平成28年版）

大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

表 3.2.2-5(2) 微小粒子状物質の年間測定結果（平成 27 年度）

測定局名			年平均値	日平均 値の 年間 98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		98%値評価 による 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数
					$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	
一般環境 大気測定局	大正区	平尾小学校	15.7	38.7	17	4.7	10
	大阪市内平均						
自動車排出ガス 測定局	住之江区	北粉浜小学校	18.9	45.4	24	6.6	17
	大阪市内平均						

注. 環境基準は年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成28年版）

大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）



⑤ 光化学オキシダント (Ox)

昼間の年平均値の経年変化は表 3.2.2-6 に示すとおりであり、昼間の年平均値は概ね横ばいで推移している。光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素の濃度の推移は表 3.2.2-7 のとおりであり、改善傾向で推移している。

なお、平成 27 年度においては、各局とも環境基準に不適合となっている。

表 3.2.2-6 光化学オキシダント (Ox) の経年変化 (年平均値)

項目			昼間の1時間値の年平均値 (単位: ppm)					昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数 (平成27年度)	
			平成 23年	24年	25年	26年	27年	日数	時間数 (超過率%)
測定局名	一般環境 大気	住之江区 清江小学校	0.028	0.030	0.032	0.033	0.034	104	551 (10.11)
		西成区 今宮中学校	0.025	0.027	0.030	0.028	0.030	70	339 (6.22)
	測定局	大阪市内平均 (測定15局)	0.027	0.029	0.031	0.030	0.031	-	- (-)

注1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指す。したがって、自動測定機による1時間値は6時から20時まで得られることになる。

注2. 環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。

出典: 大阪府「大阪府環境白書」(平成24年版~平成28年版)

大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

表 3.2.2-7(1) 非メタン炭化水素の経年変化 (6~9 時における年平均値)

(単位: ppmC)

測定局名			年度				
			平成 23年	24年	25年	26年	27年
自動車排出 ガス測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.27	0.26	0.25	0.23	0.25
	大阪市内平均 (測定2局)		0.29	0.29	0.28	0.26	0.27

注. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値を示す。

出典: 大阪府「大阪府環境白書」(平成24年版~平成28年版)

大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

表 3.2.2-7(2) 非メタン炭化水素の年間測定結果 (平成 27 年度)

項目			年平均 値	6~9時に おける 年平均値	6~9時における 3時間平均値		6~9時における 3時間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合		6~9時における 3時間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
			ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日	%
自動車排出 ガス測定局	住之江区	北粉浜小学校	0.21	0.25	1.02	0.03	203	56.9	78	21.8

出典: 大阪府「大阪府環境白書」(平成28年版)

大阪市「大阪市環境白書」(平成28年度版)

⑥ 有害大気汚染物質

環境基準が規定されている有害大気汚染物質（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン）の測定結果の経年変化は表 3.2.2-8 に示すとおりであり、各局とも環境基準以下の低濃度で推移している。

表 3.2.2-8 有害大気汚染物質の経年変化（年平均値）

<トリクロロエチレン>

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局名		年度	平成23年	24年	25年	26年	27年
大正区	平尾小学校		0.99	0.55	0.49	1.1	0.50
大阪市平均値（測定4局）			1.27	0.92	0.92	2.35	1.07

- 注1. 平成27年4月～平成28年3月の1年間、各月1回の測定結果。  
 注2. 測定値の有効数字は原則2桁とし、検出下限値未満のときには、検出下限値の1/2の値に置き換えて年平均値を計算した。  
 注3. 環境基準：年平均値  $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
 出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成24～28年版）  
 大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

<テトラクロロエチレン>

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局名		年度	平成23年	24年	25年	26年	27年
大正区	平尾小学校		0.42	0.41	0.20	0.33	0.39
大阪市平均値（測定4局）			0.47	0.38	0.28	0.37	0.34

- 注1. 平成27年4月～平成28年3月の1年間、各月1回の測定結果。  
 注2. 測定値の有効数字は原則2桁とし、検出下限値未満のときには、検出下限値の1/2の値に置き換えて年平均値を計算した。  
 注3. 環境基準：年平均値  $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
 出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成24～28年版）  
 大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

<ベンゼン>

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局名		年度	平成23年	24年	25年	26年	27年
大正区	平尾小学校		1.30	1.20	0.99	1.30	0.90
大阪市平均値（測定6局）			1.43	1.37	1.08	1.32	1.05

- 注1. 平成27年4月～平成28年3月の1年間、各月1回の測定結果。  
 注2. 測定値の有効数字は原則2桁とし、検出下限値未満のときには、検出下限値の1/2の値に置き換えて年平均値を計算した。  
 注3. 環境基準：年平均値  $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
 出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成24～28年版）  
 大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

<ジクロロメタン>

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局名		年度	平成23年	24年	25年	26年	27年
大正区	平尾小学校		4.00	3.40	3.00	2.80	4.00
大阪市平均値（測定4局）			3.90	3.63	2.98	2.68	3.40

- 注1. 平成27年4月～平成28年3月の1年間、各月1回の測定結果。  
 注2. 測定値の有効数字は原則2桁とし、検出下限値未満のときには、検出下限値の1/2の値に置き換えて年平均値を計算した。  
 注3. 環境基準：年平均値  $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下  
 出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成24～28年版）  
 大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

⑦ ダイオキシン類

ダイオキシン類の年間測定結果は、表 3.2.2-9 に示すとおりであり、年平均濃度は低濃度で推移している。なお、平成 27 年度においては、各局とも環境基準に適合している。

表 3.2.2-9 ダイオキシン類の年間測定結果（平成 27 年度）

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点		春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
大正区	平尾小学校	—	0.025	—	0.033	0.029
大阪市内平均（測定7局）		—	0.023	—	0.031	0.027

注1. 【試料採取日】 春季 平成27年 5月14日～ 5月21日      夏季 平成27年 8月20日～ 8月27日  
 秋季 平成27年10月15日～10月22日      冬季 平成28年 1月 7日～ 1月14日

注2. 環境基準は年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

出典：大阪府「大阪府環境白書」（平成28年版）  
 大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

## (2) 水質

事業計画地の周辺には西側に木津川が、南側には住吉川、大和川が流れており、下流で大阪湾に注いでいる。

周辺河川の生活環境項目に係る水質調査結果は表 3.2.2-10 に示すとおりである。また、大阪市における水質調査地点図は図 3.2.2-2 に示すとおりであり、平成 27 年度の河川における BOD 及び海域における COD については、すべての地点で環境基準に適合している。

表 3.2.2-10 生活環境項目に係る水質調査結果（河川）

河川名	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	平成27年度
							大腸菌群数 (MPN/100mL)
木津川	千本松渡	B	7.0~7.8	5.2	1.3	3	$1.3 \times 10^5$
木津川運河	船町渡	B	7.1~8.5	6.6	1.4	3	$5.4 \times 10^4$
住吉川	住之江大橋下流 1100m	B	6.9~7.7	5.7	1.8	2	$3.9 \times 10^5$
大和川	浅香新取水口	C	7.9~8.2	9.4	1.8	7	—
	遠里小野橋	D	7.8~8.4	9.4	1.8	7	—

注. 環境基準 : B類型…pH 6.5以上8.5以下, DO 5mg/L以上, BOD 3mg/L以下, SS 25mg/L以下, 大腸菌群数 5,000MPN/100mL以下  
 : C類型…pH 6.5以上8.5以下, DO 5mg/L以上, BOD 5mg/L以下, SS 50mg/L以下, 大腸菌群数 -  
 : D類型…pH 6.0以上8.5以下, DO 2mg/L以上, BOD 8mg/L以下, SS 100mg/L以下, 大腸菌群数 -

出典 : 大阪府「大阪府環境白書」(平成28年版)



出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

図 3.2.2-2 水質調査地点図

### (3) 地下水・土壌汚染

大阪市における平成27年度の地下水質概況調査結果は、表3.2.2-11に示すとおりであり、8調査地点中、7調査地点で環境基準に適合している。

住吉区の清水丘でふっ素が基準値を超えて検出されたが、それ以外の項目については、環境基準値を下回っている。

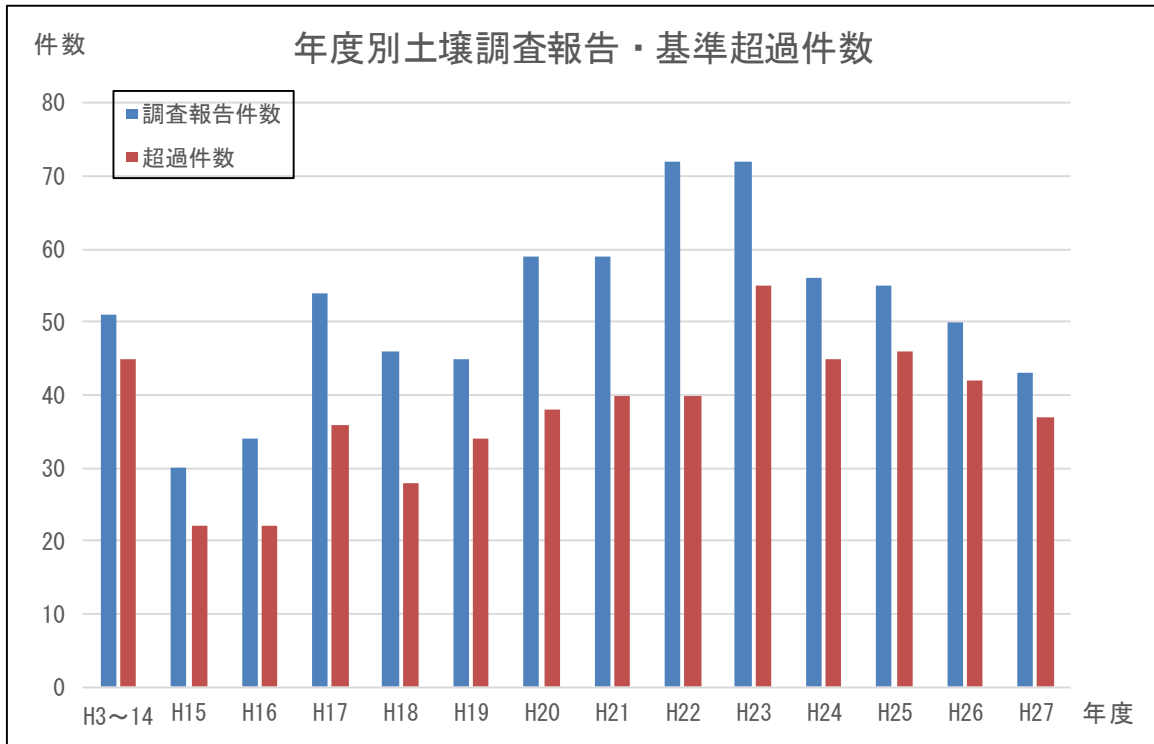
また、土壌汚染については、平成27年度に報告書等の提出があった土壌調査43件のうち指定基準を調査する物質が検出された事例は37件となっている。年度別土壌調査報告・基準超過件数は図3.2.2-3に示すとおりである。

表 3.2.2-11 地下水質概況調査結果

測定項目	環境基準値 (mg/L)	平成27年度							
		西区 南堀江	住吉区 清水丘	天王寺区 上本町	鶴見区 横堤	北区 天神橋	港区 田中	東住吉区 住道矢田	西成区 鶴見橋
採取日	-	3月17日	3月16日	3月16日	3月23日	3月17日	3月22日	3月29日	3月16日
色相	-	淡灰色	無色	無色	淡白色	無色	黄色	無色	無色
臭気	-	微硫化水素臭	無臭	塩素臭	微硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	-	7.1	7.5	7.3	7.4	7.4	7.9	6.8	7.4
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007
1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	<0.08	<0.08	1.1	0.08	1.4	<0.08	0.86	6
ふっ素	0.8	0.55	1.2*	0.08	0.52	0.29	0.53	0.21	-
ほう素	1	0.29	0.18	0.02	0.19	0.06	0.21	0.04	0.21
1,4-ジクロロベンゼン	0.05	<0.005	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注：表中の\*印は環境基準を超過したことを示す。

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）



※ 平成14年度までは全て自主調査として実施されている。

※ 平成15年度は、自主調査及び法第3条調査に基づいて行われた調査を合わせた件数。

※ 平成16年度以降は、自主調査、法第3条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

※ 平成22年度以降は、自主調査、改正法第3・4条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

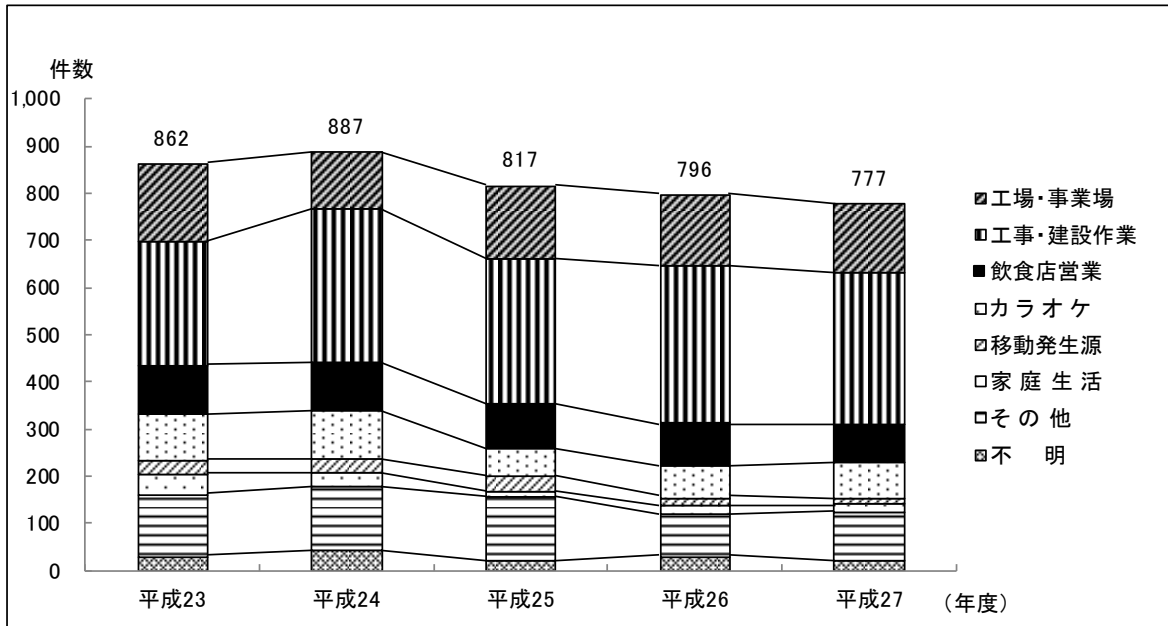
出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

図 3.2.2-3 年度別土壌調査報告・基準超過件数

#### (4) 騒音・振動

##### ① 環境騒音

大阪市における騒音公害の苦情件数の推移は図 3.2.2-4 に示すとおりである。発生源としては工事・建設作業に係るものが 323 件と最も多い。また、平成 27 年度の大阪市における騒音に係る苦情件数は 777 件で全公害苦情件数 1,528 件の 50.9%を占めている。



出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成24年度版～28年度版）

図 3.2.2-4 大阪市における騒音公害の苦情件数の推移

##### ② 道路交通騒音・振動

大阪市における平成 27 年度の道路交通騒音・振動の測定結果は表 3.2.2-12 に示すとおりである。道路交通騒音は、昼間で 61～73 デシベル、夜間で 54～69 デシベルの範囲となっている。また、大阪市では、道路（高速自動車国道、一般国道、府道、4 車線以上の市道、及び自動車専用道路）に面する地域において、騒音測定を定期的に行い、沿道における住居の環境基準達成状況を把握している（自動車騒音常時監視）。自動車騒音常時監視結果を表 3.2.2-13 に示す。平成 27 年度の大阪市域における環境基準達成率は 94.6%となっている。

道路交通振動については、昼間で <25～52 デシベル、夜間で <25～47 デシベルの範囲となっている。



表 3.2.2-12 道路交通騒音・振動測定結果（実測値）

（平成27年度）

地点 番号	対象道路	測定地点	用途地域	測定結果（デシベル）			
				騒音（ $L_{Aeq}$ ）		振動（ $L_{10}$ ）	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道1号	北区東天満2-10-7	商業地域	71	68	38	34
2	一般国道2号	福島区海老江5-3-6	商業地域	72	69	35	30
3	一般国道25号	平野区平野宮町1-9-29	商業地域	69	66	46	39
4	一般国道25号	浪速区敷津東3-8-8	商業地域	70	66	40	33
5	一般国道25号	東住吉区杭全1-16-27	準工業地域	67	65	44	47
6	一般国道26号	住之江区浜口西3-9-5	商業地域	67	65	48	41
7-1	一般国道43号	此花区春日出北1-19-16（高層部）	準住居地域	70	66	-	-
7-2	一般国道43号	此花区春日出北1-19-16（地上部）	準住居地域	65	59	47	40
8	一般国道43号	西淀川区出来島2-2-24	準住居地域	68	62	50	40
9	一般国道172号	港区田中3-1-40	商業地域	65	60	41	35
10	一般国道172号	港区市岡1-5-33	商業地域	68	64	46	38
11	一般国道176号	淀川区新高3-2-6	準工業地域	71	67	37	32
12	一般国道176号	北区曾根崎2-6-6	商業地域	68	66	41	40
13-1	一般国道176号	淀川区十三本町1-21-11（高層部）	商業地域	63	60	-	-
13-2	一般国道176号	淀川区十三本町1-21-11（地上部）	商業地域	61	59	40	32
14	一般国道308号	中央区南船場1-3-11	商業地域	64	60	45	40
15	一般国道308号	東成区大今里西2-8-4	商業地域	65	61	42	37
16	一般国道479号	城東区古市1-20-26	準住居地域	69	65	45	37
17	一般国道479号	平野区流町2-1-24	準住居地域	69	65	43	40
18	一般国道479号	住吉区南住吉2-18-21	商業地域	68	66	50	47
19	九条高津第2号線	西区境川1-4-26	商業地域	66	60	43	34
20	九条高津第2号線	西区境川2-5-45	準工業地域	63	54	44	29
21	恵美須城東線	天王寺区烏ヶ辻2-6-4	商業地域	67	61	<25	<25
22	四天王寺翼線	生野区勝山北3-13-30	商業地域	70	66	38	30
23	住吉八尾線	平野区長吉出戸5-3-58	商業地域	68	63	42	37
24	住之江区第8905号線	住之江区新北島4-2-3	準住居地域	68	64	49	38
25	大阪伊丹線	浪速区塩草1-4-31	第2種住居地域	65	60	44	34
26	大阪伊丹線	淀川区加島1-54-41	第1種住居地域	70	66	46	37
27	大阪狭山線	東住吉区矢田3-4-27	準住居地域	65	60	40	30
28	大阪港八尾線	東住吉区中野4-3-24	準工業地域	71	67	48	43
29	大阪高石線	阿倍野区天王寺町南1-3-10	商業地域	70	67	45	40
30	大阪高石線	阿倍野区阪南町1-26-30	商業地域	69	67	41	38
31	大阪高槻京都線	東淀川区柴島2-8-36	第1種住居地域	66	61	39	35
32	大阪生駒線	鶴見区浜1-1-37	第1種住居地域	67	63	46	37
33	大阪中央環状線	平野区長吉出戸8-3-3	近隣商業地域	70	66	50	40
34	大阪八尾線	大正区三軒家東1-19-13	商業地域	71	66	41	37
35	大阪八尾線	大正区三軒家東5-5-16	商業地域	65	61	45	35
36	大阪八尾線	西区新町1-28-3	商業地域	66	64	34	28
37	大阪八尾線	生野区巽西1-1-3	近隣商業地域	67	62	43	34
38	大阪枚岡奈良線	天王寺区小橋町3-13	商業地域	70	66	42	37
39	大阪臨海線	西区北堀江4-2-9	商業地域	64	60	40	36
40	大阪臨海線	住之江区南加賀屋1-1-77	第1種住居地域	71	68	44	32
41	大阪和泉泉南線	中央区谷町1-4-5	商業地域	69	66	38	32
42	大阪和泉泉南線	阿倍野区王子町3-2-16	商業地域	69	65	39	33
43	大阪和泉泉南線	住吉区万代3-11-6	商業地域	73	69	42	38
44	中津太子橋線	旭区赤川4-1-30	近隣商業地域	67	63	48	36
45	中之島桜川線	西区靱本町2-1-14	商業地域	70	65	47	38
46	中之島桜川線	福島区福島4-5-6	商業地域	68	64	45	37
47	天神橋天王寺線	中央区北浜東3-9	商業地域	67	65	43	35
48	福島桜島線	此花区春日出北2-1-9	商業地域	70	68	49	43
49	淀川北岸線	西淀川区野里3-5-22	準住居地域	68	65	52	40
50	浪速鶴町線	大正区三軒家東1-13-10	商業地域	68	64	50	38

注1. 環境基準については幹線道路を担う道路に近接する空間の基準値  
（昼間〔6時～22時〕：70デシベル以下、夜間〔22時～翌朝6時〕：65デシベル以下）

注2. 7-1、2、13-1、2については、同測定地点において、高層部と地上部にて測定

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

表 3.2.2-13 自動車騒音常時監視結果（平成 27 年度）

（単位：％）

昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
94.6	2.4	0.1	2.9

注. 全評価対象戸数:約44万戸

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

### ③ 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音の発生源のうち、特に大きな騒音を発生する施設については、騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定（届出）施設として届出が義務づけられている。

平成 27 年度末現在において、騒音規制法に基づく届出工場・事業場数が 6,108、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、騒音関係は大阪市全体で 7,302 となっている。

また、平成 27 年度の設置届等の届出件数は、騒音関係は法対象が 266 件、条例対象が 281 件となっている。

### ④ 工場・事業場振動

工場・事業場振動の発生源のうち、特に大きな振動を発生する施設については、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定（届出）施設として届出が義務づけられている。

平成 27 年度末現在において、振動規制法に基づく届出工場・事業場数が 4,321、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、振動関係は大阪市全体で 1,119 となっている。

また、平成 27 年度の設置届等の届出件数は、振動関係は法対象が 142 件、条例対象が 37 件となっている。

### ⑤ 建設作業騒音

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数は、平成 27 年度には大阪市全体で 7,699 件となっている。

### ⑥ 建設作業振動

振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数は、平成 27 年度には大阪市全体で 6,054 件となっている。

(5) 低周波音

「大阪府環境白書」（平成 28 年度版）によると、大阪府下における苦情件数は平成 27 年度で 3 件あった。平成 24 年度以降、苦情件数は 1 桁台になっている。

(6) 地盤沈下

事業計画地周辺における年間沈下量の推移は表 3.2.2-14 に示すとおりである。

大阪市の地盤沈下は、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により進行したが、昭和 38 年以降、沈静化している。

表 3.2.2-14 事業計画地周辺における年間沈下量の推移

(単位：cm)

市区名	所在地 (水準点番号)	調査 開始年 (昭和)	変 動 量 (対前回調査比)					(参考) 調査開始時 からの累積 変動量	
			平成 17年度	平成 19年度	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度		
大阪 市	大正区	泉尾1-39 (西-030)	10年	-1.22	-0.30	+0.41	+0.40	-0.44	-115.27
	西成区	天下茶屋2-2 (国-243)	9年	-0.36	+0.05	+0.40	+0.17	+0.49	-9.94
	住之江区	安立2-11 (国-245)	9年	-0.52	+0.27	+0.22	+0.21	+0.51	-11.25
	住吉区	東粉浜1-5 (国-244)	9年	-0.43	+0.02	+0.53	+0.40	+0.58	-15.41

注1. 変動量・累積変動量について、マイナス表記は前回調査時又は調査開始時よりも地盤が沈下していることを意味する。

注2. 平成21年度までは2年ごと、それ以降は3年ごとに調査を実施。

注3. 変動量は平成24年度までは一級水準測量成果における「昭和28年成果」、平成27年度は「測地成果2011」（平成7年の兵庫県南部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえたもの）により算出している。参考として表記している累積変動量は平成24年度までの「昭和28年成果」による累積変動量に平成27年度の「測地成果2011」を加えたものである。

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

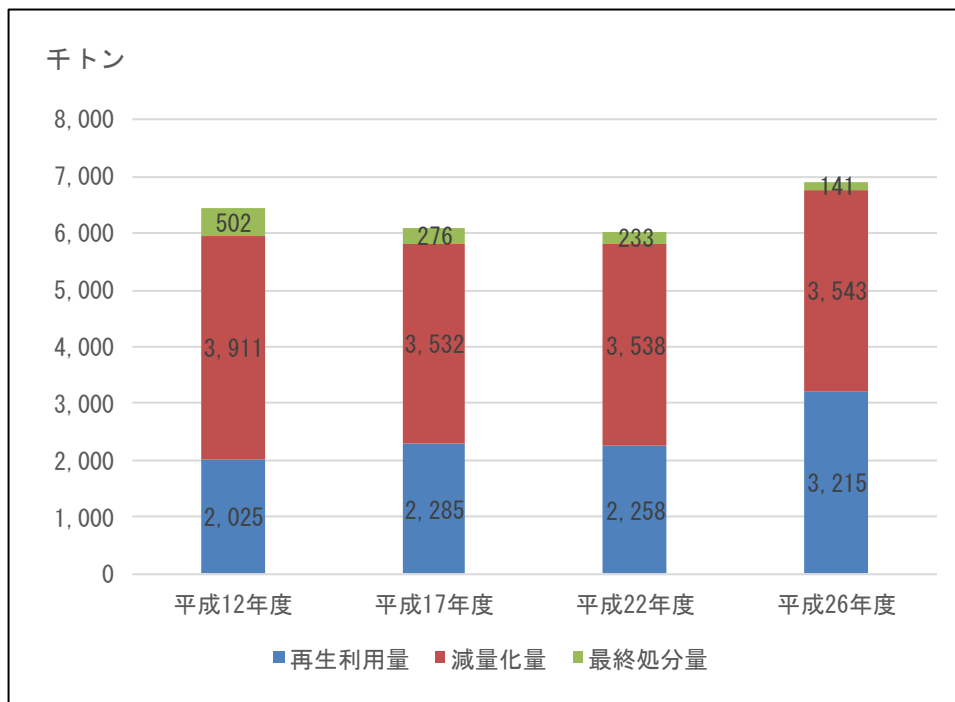
(7) 悪臭

大阪市の平成 27 年度における悪臭に係る苦情件数は「大阪市環境白書」（平成 28 年度版）によると 193 件で、全公害苦情件数 1,528 件の 12.6%を占めている。

## (8) 廃棄物

大阪市の産業廃棄物処理処分状況の推移は図 3.2.2-5 に、平成 26 年度における産業廃棄物排出量及び処理状況は図 3.2.2-6 に示すとおりである。

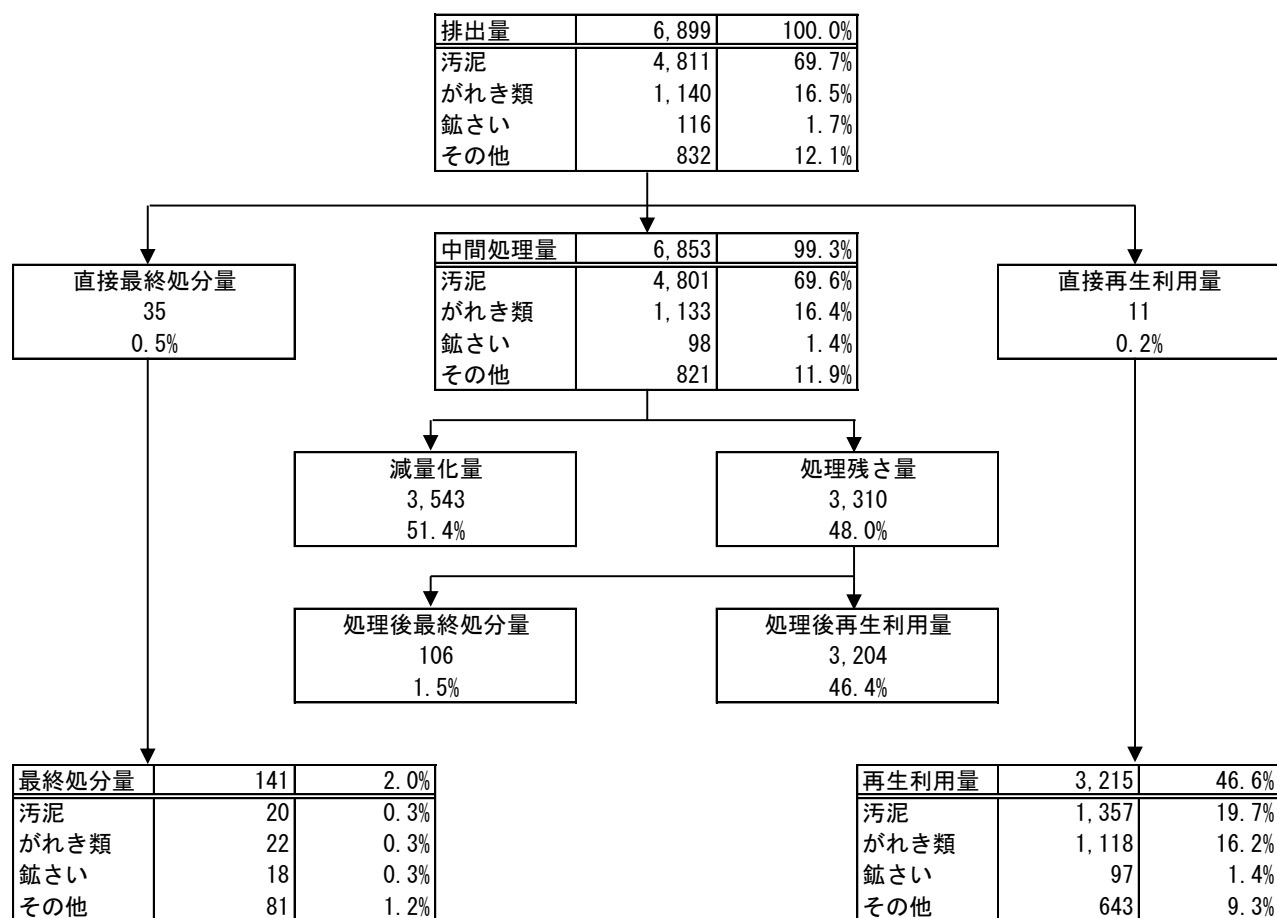
平成 27 年度に実施した排出実態調査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で約 690 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち約 685 万トン（99.3%）が中間処理され、約 331 万トン（48.0%）の処理残さが生じ、約 354 万トン（51.4%）が減量化されている。再生利用量は、直接再生利用される約 1.1 万トンと処理後再生利用される約 320 万トンを合わせた約 321 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される約 3.5 万トンと処理後最終処分される約 11 万トンを合わせた約 14 万トンとなっている。



出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

図 3.2.2-5 産業廃棄物処理処分状況の推移

(単位：千トン)



注1. 平成27年度実態調査結果  
 注2. 公共都市施設分を含む  
 出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

図 3.2.2-6 産業廃棄物の排出量及び処理状況（平成26年度）

## (9) 景観

事業計画地は大阪市南部の木津川下流の東岸沿いに位置し、周囲は工業専用地域、東側は工業地域、準工業地域が広がっており、町工場等が多数隣接している。さらに東にいくと住宅地や古くからある商店等が広がっており、景観を構成する主要な要素となっている。

事業計画地周辺では、名村造船所大阪工場跡地（住之江区北加賀屋4丁目）、千本松大橋と千本松渡船場（大正区南恩加島1丁目と西成区南津守5丁目を結ぶ）、新木津川大橋と木津川渡船場（大正区船町1丁目と住之江区平林北1丁目を結ぶ）などが都市景観資源として登録されている。

(10) 地球環境

大阪市における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素））の総排出量の推移は図 3.2.2-7 に示すとおりである。平成 26 年度（2014 年）における大阪市域の温室効果ガスの総排出量は平成 2 年度（1990 年）比で約 6 % 減となっている。大阪市域で排出された温室効果ガスの約 94% は二酸化炭素となっており、その部門別内訳は表 3.2.2-15 に示すとおりである。

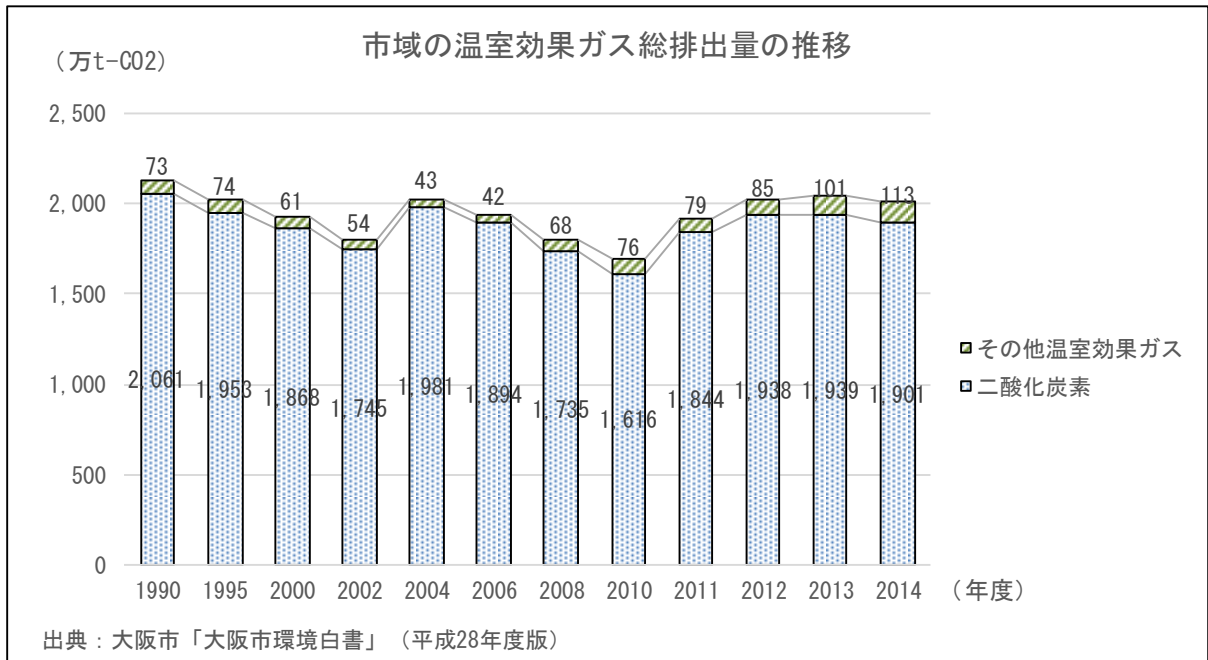


図 3.2.2-7 大阪市における温室効果ガス総排出量の推移

表 3.2.2-15 大阪市における部門別二酸化炭素排出量の推移

部門	1990年度 排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	2014年度 排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
産業	997	549	-45%
業務	392	611	56%
家庭	285	424	49%
運輸	320	269	-16%
廃棄物	67	48	-28%

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

### 3.2.3 自然環境

#### (1) 気象

##### ① 風向・風速

事業計画地周辺における年間風配図は図 3.2.3-1 に示すとおりである。概ね西寄りの風（北西から南西）が卓越しており、年平均風速は 1.1～2.2m/s となっている。

##### ② 気温、降水量等

大阪市及び周辺地域は、瀬戸内性気候に属し、比較的温暖小雨な地域である。

大阪市（大阪管区气象台）の主な気象要素は、表 3.2.3-1 に示すとおりである。また、各気象要素の概要は以下のとおりである。

大阪市における過去 10 年間の平均気温は 16.6～17.7℃であり、平均風速は 2.3～2.5m/s となっている。また、降水量は年間 962.5～1,648.5mm であり、季節的には夏季の梅雨時に多く、冬季に少ない傾向がみられる。日照時間は年間 2,000.6～2,299.5 時間で、曇天日数（1 日平均雲量が 8.5 以上）は、年間で 121～151 日となっている。

表 3.2.3-1 大阪市（大阪管区气象台）の主な気象要素

年 月	気温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	日照率 (%)	降水量 (mm)	雲量別日数		
	平均	最高	最低						1.5 未満	8.5 以上	
平成19年	17.6	38.3	0.4	61	2.4	2,124.5	48	962.5	22	121	
平成20年	17.0	36.4	-0.7	63	2.3	2,030.0	46	1,262.5	19	132	
平成21年	17.1	36.3	0.0	63	2.3	2,000.6	45	1,165.0	18	140	
平成22年	17.3	37.4	-1.3	62	2.5	2,031.9	46	1,568.0	16	139	
平成23年	16.9	36.2	-2.7	63	2.5	2,162.6	49	1,614.0	23	151	
平成24年	16.6	36.7	-2.9	63	2.5	2,058.2	46	1,519.5	13	138	
平成25年	17.1	38.4	-1.1	61	2.5	2,299.5	52	1,418.0	24	131	
平成26年	16.7	37.1	-0.5	64	2.5	2,161.3	49	1,278.5	18	135	
平成27年	17.2	38.0	0.0	66	2.4	2,006.2	45	1,648.5	21	146	
平成28年	17.7	38.1	-3.5	65	2.4	2,127.0	48	1,453.5	15	141	
平成28年	1月	6.8	16.3	-3.5	61	2.3	161.3	52	66.5	3	6
	2月	7.4	20.3	-0.5	60	2.4	170.4	54	81.0	0	6
	3月	10.8	22.0	0.8	58	2.4	207.0	56	91.0	2	10
	4月	16.6	27.5	5.5	63	2.5	168.0	43	127.5	3	15
	5月	21.2	30.7	11.7	61	2.4	229.7	53	136.5	1	13
	6月	23.3	32.3	14.4	72	2.4	148.0	34	325.0	0	17
	7月	28.0	36.3	21.8	70	2.3	214.1	49	66.0	0	17
	8月	29.5	38.1	20.8	63	2.7	262.6	63	161.5	2	4
	9月	25.8	34.8	19.2	74	2.3	106.2	29	183.5	0	21
	10月	20.3	31.2	10.5	67	2.6	148.3	42	42.0	1	15
	11月	13.4	21.6	6.4	69	2.1	155.5	50	69.0	3	10
	12月	9.4	21.2	1.6	67	2.2	155.9	51	104.0	0	7

出典：気象庁「過去の気象データ」（2007年～2016年）



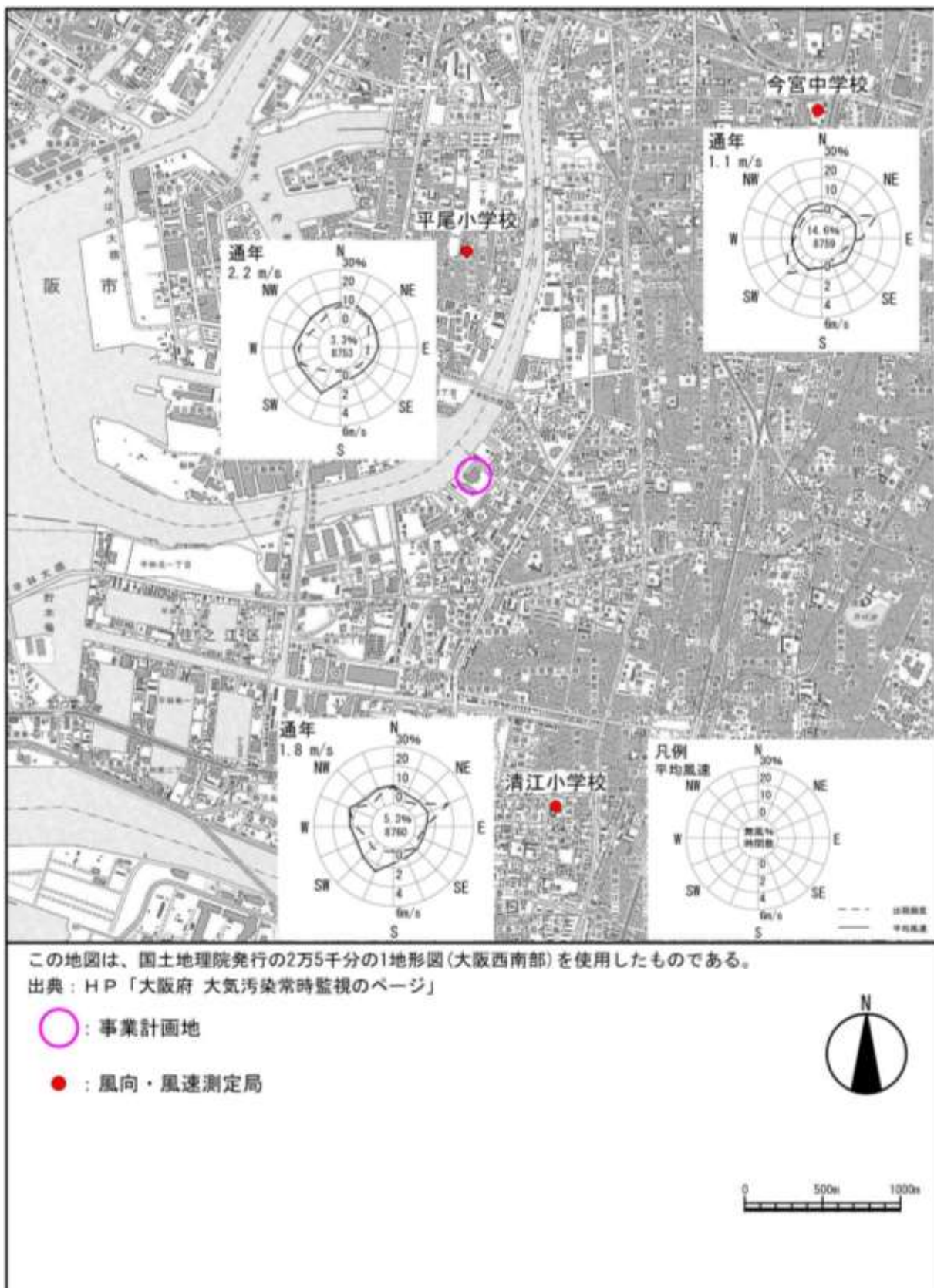


図 3.2.3-1 事業計画地周辺における年間風配図（平成 27 年度）

### ③ 地象・水象

事業計画地は、木津川の東岸沿いに位置し、行政区は大阪市住之江区及び西成区である。事業計画地及びその周辺の地質について、地形地域区分は西大阪平野に属し、表層地質は、主に泥沖積層からなっている。（国土庁「土地分類図(大阪府)」、昭和 53 年)

### (2) 動物

「大阪府環境白書（平成 28 年）」によると、大阪府の平野・丘陵地には、獣類はイタチ、タヌキ、モグラ、カヤネズミ、アブラコウモリ等が、鳥類では、スズメ、ムクドリ、トバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、オオタカ、ハヤブサ、アオサギ、ダイサギ、カワウ、キジ等が生息している。

また、大阪府レッドリスト 2014 では、「野鳥園臨港緑地（もと大阪南港野鳥園）」は、現在、大阪府内で随一のシギ・チドリ類の渡来地となっており、定期的な渡来種数、及びシロチドリやハマシギの個体数の多さから、「シギ・チドリネットワーク」の登録湿地、並びに「日本の重要湿地 500」に選ばれている。

### (3) 植物

事業計画地周辺においては、住之江区南加賀屋 4 丁目の加賀屋新田会所跡が、大阪府内の自然資源として「特別緑地保全地区」に指定されている。

面積は約 0.5ha であり、伝統的及び文化的意義を有する加賀屋新田会所跡は、庭園を中心にクロマツやアラカシ、ウバメガシ等が植栽され、良好な自然環境を形成している。

#### (4) レクリエーション

事業計画地周辺の公共レクリエーション施設は表 3.2.3-2 及び図 3.2.3-2 に示すとおりである。

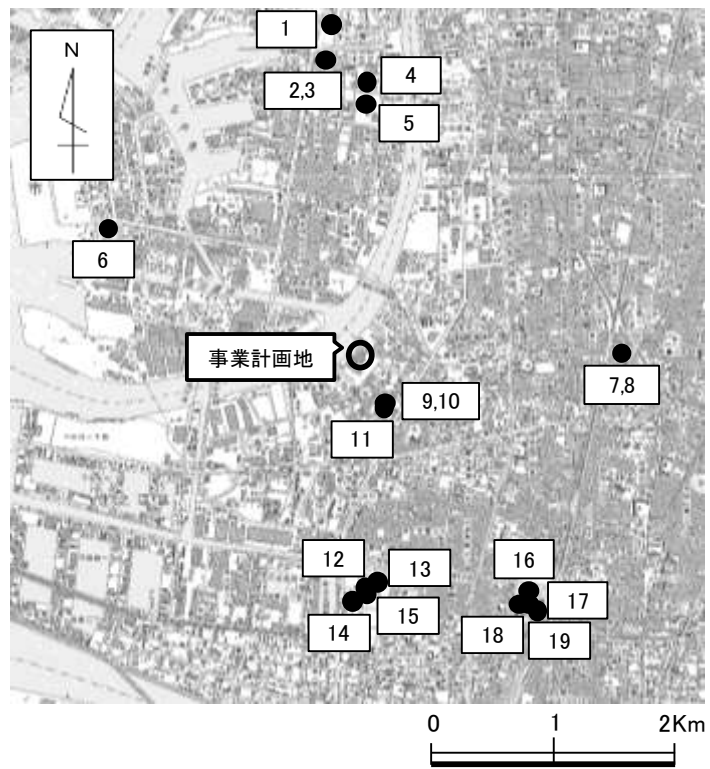


図 3.2.3-2 公共レクリエーション施設の位置

表 3.2.3-2 事業計画地周辺の主な公共レクリエーション施設

番号	分類	施設名	所在地	所管	規模
1	体育館	大阪市立千島体育館	大正区千島2丁目7-93	大阪市 (経済戦略局)	総面積：4,068㎡ 体育場：1,476㎡ 柔道場：175㎡ 剣道場：227㎡ トレーニングルーム：175㎡
2	体育館	大阪市立大正スポーツセンター	大正区小林東3丁目3-25	大阪市 (経済戦略局)	総面積：4,900㎡ 第1体育場：1,303㎡ 第2体育場：435㎡ 多目的室：101㎡
3	水泳プール	大阪市立大正屋内プール	大正区小林東3丁目3-25	大阪市 (経済戦略局)	総面積：2,500㎡ 25m 8コース 幼児プール ジャグジープール
4	テニスコート	千島下水処理場テニスコート	大正区小林東2-5-59	大阪市 (建設局)	総面積：1,521㎡ 全天候2面
5	野球場	小林野球場	大正区小林東2丁目6 (小林公園内)	大阪市 (建設局)	総面積：7,800㎡ 1面
6	運動広場	鶴町南運動場	大正区鶴町1丁目19 (鶴町南公園内)	大阪市 (建設局)	総面積：6,400㎡
7	水泳プール	大阪市立西成屋内プール	西成区玉出東1丁目6-1	大阪市 (経済戦略局)	総面積：2,516㎡ 25×15m 8コース ジャグジープール
8	体育館	大阪市立西成スポーツセンター	西成区玉出東1丁目6-1	大阪市 (経済戦略局)	総面積：4,895㎡ 第1体育場：1,287㎡ 第2体育場：468㎡ 多目的室：108㎡
9	水泳プール	住之江屋内プール	住之江区北加賀屋5丁目3-47	大阪市 (環境局)	総面積：1,549㎡ 25×17m 8コース
10	体育館	大阪市立住之江スポーツセンター	住之江区北加賀屋5丁目3-47	大阪市 (経済戦略局)	総面積：1,725㎡ 第1体育場：749㎡ 第2体育場：176㎡
11	野球場	北加賀屋野球場	住之江区北加賀屋5丁目3 (北加賀屋公園内)	大阪市 (建設局)	総面積：8,400㎡ 1面
12	運動広場	住之江公園球技広場	住之江区南加賀屋1丁目	大阪府 (都市整備部)	総面積：10,000㎡
13	テニスコート	住之江公園テニスコート	住之江区南加賀屋1丁目1-117	大阪府 (都市整備部)	全天候4面
14	水泳プール	住之江公園プール	住之江区南加賀屋1丁目	大阪府 (都市整備部)	総面積：5,000㎡ 水面積：1,265㎡ 50×21.7m 児童用変形(180㎡)
15	野球場	住之江公園野球場	住之江区南加賀屋1丁目	大阪府 (都市整備部)	総面積：12,000㎡ 1面
16	テニスコート	住吉公園テニスコート	住之江区浜口東1丁目1-13	大阪府 (都市整備部)	全天候2面
17	運動広場	住吉公園運動場	住之江区浜口東1丁目	大阪府 (都市整備部)	総面積：3,825㎡
18	野球場	住吉公園軟式野球場	住之江区浜口東1丁目	大阪府 (都市整備部)	総面積：7,600㎡ 1面
19	体育館	大阪府住吉公園体育館	住之江区浜口東1丁目1-13	大阪府 (都市整備部)	競技室：660㎡ 多目的室大：198㎡ 多目的室小：66㎡

出典：大阪府HP「なみはやスポーツネット」より (<http://namihaya-sports.net>)

### 3.2.4 社会的文化的環境

#### (1) 文化財

事業計画地周辺における大阪府文化財保護条例に基づく大阪府指定文化財の状況は表 3.2.4-1 に示すとおりである。西成区では有形文化財の考古資料が1件、民族文化財の有形民俗文化財が1件、大阪府文化財に指定されている。住之江区については、指定文化財はない。

表 3.2.4-1 大阪府指定文化財一覧

(単位：件)

平成28年5月1日現在

地区	文化財の種類	有形文化財							無形文化財		民族文化財			記念物			規則					
		建築物	工作物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍・古文書	考古資料	歴史資料	芸能関係	工芸技術者	有形民俗文化財	無形民俗文化財	記録選択	史跡	名勝	天然記念物	重要美術品	史跡	名勝	史跡名勝	
大阪市	西成区	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住之江区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市全体	5	1	4	8	15	3	8	1	-	1	4	-	2	8	1	9	-	6	-	-	-

出典：大阪府HP「大阪府内指定文化財一覧表」

### 3.2.5 環境基準等

#### (1) 大気汚染

##### ① 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2.5-1 に示すとおりである。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質の10項目のほか、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が定められている。環境基準の適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない」とされている。

表 3.2.5-1(1) 大気汚染に係る環境基準

昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号  
 昭和48年 5月16日 環境庁告示第35号  
 昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

- 備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 備考2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 備考3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 備考4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

表 3.2.5-1(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成 9年 2月 4日 環境庁告示第 4号  
平成13年 4月20日 環境省告示第30号

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H13.4.20告示)	

- 備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
備考2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.2.5-1(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

平成21年 9月 9日 環境省告示第33号

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。

- 備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
備考2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2.5-2 に示すとおりである。ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおり定められており、その適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない」とされている。

表 3.2.5-2 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
備考2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

③ 水銀に関する指針値

「水銀及び水銀化合物」は、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質の一つに選定されており、さらに、優先取組物質として選定されていることを受け、中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（H15.7.31）において、水銀蒸気の長期暴露に係る指針値（年平均値 40 ng Hg /m<sup>3</sup> 以下）が設定されている。



#### ④ 規制基準等

##### a. 排出基準

###### (a) 硫酸化物の排出基準

大気汚染防止法においては、硫酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて次のように設定されている。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$$

$$\left\{ \begin{array}{l} q : \text{硫酸化物の排出量 (m}^3 \text{ N/h)} \\ K : \text{地域ごとに定められる値 (本地域の場合 1.17)} \\ He : \text{補正された排出口の高さ (m)} \end{array} \right.$$

###### (b) ばいじんの排出基準

大気汚染防止法においては、ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模毎に基準が定められている。

###### (c) 有害物質の排出基準等

大気汚染防止法においては、物の燃焼等に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質（硫酸化物を除く）として、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物が指定されており、物質の種類及び施設の種類ごとに排出基準が定められており、物質の種類及び施設の種類毎に排出基準が定められている。また、有害大気汚染物質のうち指定物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが指定されており、それらが排出されると予想される施設に対して、指定物質抑制基準が定められている。

大阪府生活環境の保全等に関する条例においては、クロロエチレン、ベンゼン等 5 物質を指定有害物質とし、設備及び構造並びに管理について基準が定められている。

指定有害物質に係る規制基準は、表 3.2.5-3 に示すとおりである。

また、カドミウム及びその化合物等 17 物質を有害物質とし、排出口における濃度について基準が定められている。

有害物質の排出口における規制基準は、物質毎に次式により算出された濃度となる。

$$C = K \cdot S / Q$$

$$\left\{ \begin{array}{l} C : \text{有害物質の種類ごとの量 (mg/m}^3 \text{ N)} \\ K : \text{有害物質の種類毎に定められた値} \\ S : \text{排出口高さ等により算出した値} \\ Q : \text{排出ガス量 (m}^3 \text{ N/分)} \end{array} \right.$$

有害物質の種類は表 3.2.5-3 及び K の値は表 3.2.5-4 に示すとおりである。

表 3.2.5-3 指定有害物質に係る規制基準

物質	規制基準
クロロエチレン、ベンゼン	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</li> </ol>
ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</li> </ol>
エチレンオキシド（酸化エチレン）	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</li> <li>3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</li> </ol>

表 3.2.5-4 有害物質の種類およびKの値

物質	Kの値
アニシジン	1.87
アンチモン及びその化合物	0.204(アンチモンとして)
N-エチルアニリン	3.68
塩化水素	5.54
塩素	3.23
カドミウム及びその化合物	0.0170(カドミウムとして)
クロロニトロベンゼン	0.340
臭素	0.728
水銀及びその化合物	0.0340(水銀として)
銅及びその化合物	0.340(銅として)
鉛及びその化合物	0.0680(鉛として)
バナジウム及びその化合物	0.0340(五酸化バナジウムとして)
ベリリウム及びその化合物	0.00340(ベリリウムとして)
ホスゲン	0.751
ホルムアルデヒド	0.456
マンガン及びその化合物	0.136(マンガンとして)
N-メチルアニリン	3.26

(d) 水銀の排出基準

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月19日に大気汚染防止法の改正があり、廃棄物焼却炉には表3.2.5-5に示すとおり排出基準が設けられている。

表 3.2.5-5 水銀に係る排出基準

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
			新規 施設	既存 施設
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)	●火格子面積 $2\text{m}^2$ 以上 ●焼却能力 $200\text{kg}/\text{時}$ 以上	30	50

注1. 排出基準は、既存施設の場合でも、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

注2. 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

注3. 法改正の施行期日は、平成30年4月1日である。

(e) ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気質排出基準は、表3.2.5-6に示すとおりである。また、ばいじん又は燃えがら等の基準としては、 $3\text{ng-TEQ}/\text{g}$ が定められている。

表 3.2.5-6 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

(単位:  $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ )

特定施設種類	施設規模	新設 施設基準	既設 施設基準
	(焼却能力)		
廃棄物焼却炉 (火床面積が $0.5\text{m}^2$ 以上、又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{h}$ 以上)	4t/h以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上）		0.5	5
焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉 (原料の処理能力が1t/h以上)		0.1	1
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力が $0.5\text{t}/\text{h}$ 以上）		1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（焙焼炉、乾燥炉：原料の処理能力が $0.5\text{t}/\text{h}$ 以上、溶解炉：容量が1t以上）		1	5

注. 既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が $2\text{m}^2$ 以上、又は焼却能力 $200\text{kg}/\text{h}$ 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

b. 総量規制基準

大阪市では、排出基準のみによって環境基準の確保が困難と認められる地域として、硫黄酸化物及び窒素酸化物について総量規制地域に指定されている。

総量規制基準は一定規模以上の工場または事業場（特定工場等）に設置されているすべてのばい煙発生施設から排出されるばい煙の合計量の許容限度として示されている。

c. 本事業に適用される基準

本事業に適用される基準は、表 3.2.5-7 に示すとおりである。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例において、指定有害物質（クロロエチレン、ベンゼン等5物質）に設備及び構造並びに使用及び管理についての基準が適用され、有害物質（塩化水素を除く16物質）は、排出口における基準が適用される。

表 3.2.5-7 本事業に適用される排出量基準等

項目	基準	基準値等	規制法令
硫黄酸化物	排出基準	16.654m <sup>3</sup> N/h	大気汚染防止法
	総量規制基準	3.637m <sup>3</sup> N/h	
窒素酸化物	排出基準	250ppm (O <sub>2</sub> 12%換算)	大気汚染防止法
	総量規制基準	11.388m <sup>3</sup> N/h	
ばいじん	排出基準	0.04g/m <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> 12%換算)	大気汚染防止法
塩化水素	排出基準	700ppm (O <sub>2</sub> 12%換算)	大気汚染防止法
水銀 <sup>※</sup>	排出基準	30μg/Nm <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> 12%換算)	大気汚染防止法
ダイオキシン類	排出基準	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (O <sub>2</sub> 12%換算)	ダイオキシン類対策特別措置法、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※施行期日：平成30年4月1日

## (2) 水質汚濁

### ① 環境基本法に基づく環境基準

#### a. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.5-8 に示すとおりである。事業計画地周辺の河川における指定状況は、表 3.2.5-9 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺の河川である木津川、木津川運河、住吉川については、利用目的の適用性が水道3級、水産2級であることから河川の類型はB類型に分類されている。平成27年度の測定結果について、これらの河川は環境基準（pH6.5以上8.5以下、BOD 3mg/L以下、SS 25mg/L以下、DO 5mg/L以上、大腸菌群数が5,000MPN/100ML以下）を満たしている。

表 3.2.5-8(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年 環境庁告示第59号)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する項目において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	

表 3.2.5-8(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

類型	AA	A	B	C	D	E	備考
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びE以下の 欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全	
項目							
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。 4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。 5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。 6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。 7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下	
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上	
大腸菌群数	50MPN /100mL 以下	1,000MPN /100mL 以下	5,000MPN /100mL 以下	-	-	-	
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、表3.2.5-9及び図3.2.5-1のとおりとする。						

表 3.2.5-9 類型の指定状況

河川名	類型	達成期間
木津川	B	イ
木津川運河	B	イ
住吉川	B	ロ
大和川（市内上流部）	C	ハ
大和川（市内下流部）	D	ハ

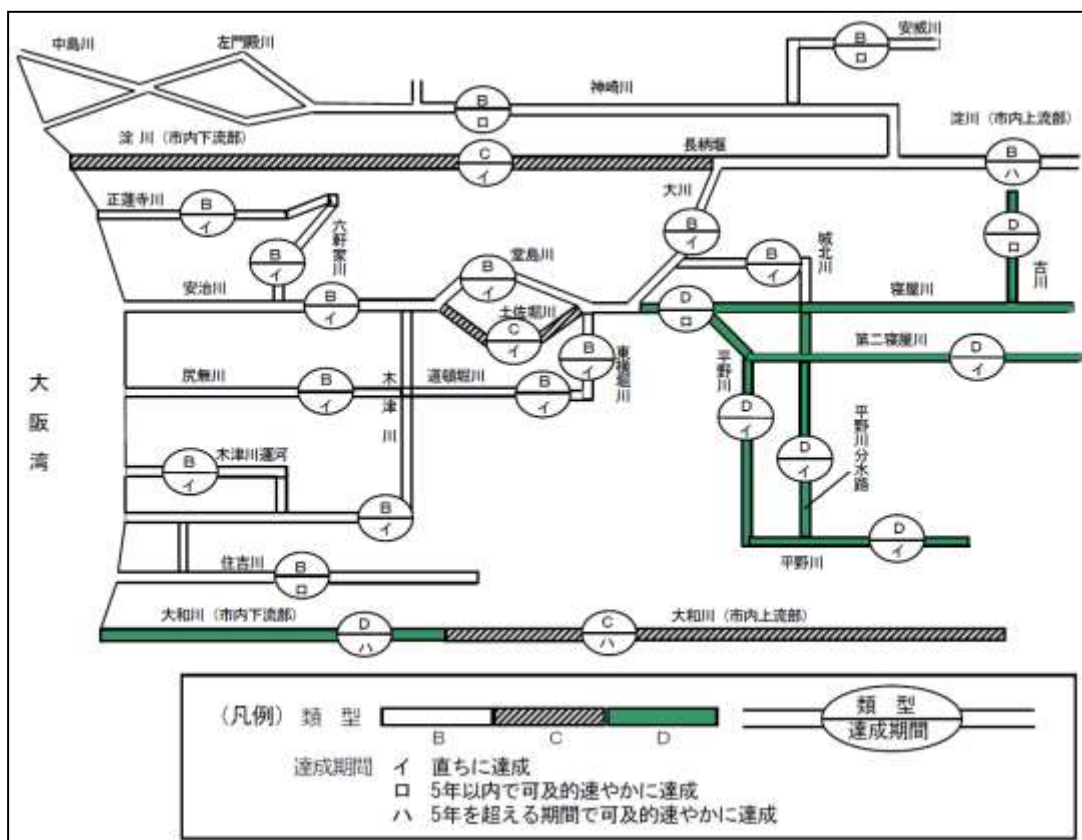
注. 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）



出典：大阪市「大阪市環境白書」（平成28年度版）

図 3.2.5-1 河川水質環境基準類型

b. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.5-10 に示すとおりである。

表 3.2.5-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003 mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	



② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準は表 3.2.5-11 に示すとおりである。ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおり定められており、その適用範囲については「公共用水域及び地下水について適用する」とされているが、水質汚濁のうち水底の底質については「全公共用水域について適用する」とされている。

表 3.2.5-11 ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

物 質		基準値	測 定 方 法
ダイオキシン類	水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2. 水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

### ③ 排水基準等

#### a. 下水道法及び大阪市下水道条例に基づく排水基準

下水道法及び大阪市下水道条例に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準は表 3.2.5-12 に示すとおりである。また、大阪市下水道条例に基づく除害施設の設置を必要とする基準は表 3.2.5-13 に示すとおりである。下水道法に基づく基準に加えて、表 3.2.5-13 に示す項目が大阪市下水道条例で定められている。

表 3.2.5-12 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム	0.03 mg/L以下	フェノール	5 mg/L以下
シアン	1 mg/L以下	銅	3 mg/L以下
有機リン	1 mg/L以下	亜鉛	2 mg/L以下
鉛	0.1 mg/L以下	鉄（溶解性）	10 mg/L以下
六価クロム	0.5 mg/L以下	マンガン（溶解性）	10 mg/L以下
ヒ素	0.1 mg/L以下	クロム	2 mg/L以下
総水銀	0.005 mg/L以下	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満
アルキル水銀	検出されないこと	生物化学的酸素要求量（BOD）	2600 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	浮遊物質	2600 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類）	5 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	（動植物油類）	30 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下		
四塩化炭素	0.02 mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下		
チウラム	0.06 mg/L以下		
シマジン	0.03 mg/L以下		
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下		
ベンゼン	0.1 mg/L以下		
セレン	0.1 mg/L以下		
ホウ素 （海域以外の公共用水域に排出されるもの）	10 mg/L以下		
（海域に排出されるもの）	230 mg/L以下		
フッ素 （海域以外の公共用水域に排出されるもの）	8 mg/L以下		
（海域に排出されるもの）	15 mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下		
ダイオキシン類 <sup>※</sup>	10 pg-TEQ/L以下		

※ ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）を設置する事業場に適用。

表 3.2.5-13 大阪市下水道条例に基づく除害施設の設置を必要とする基準

項目	基準値
温度	45 °C未満
ヨウ素消費量	220 mg/L未満
生物化学的酸素要求量	600 mg/L未満 (平均排水量1,000m <sup>3</sup> /日以上の場合)
浮遊物質	600 mg/L未満 (平均排水量1,000m <sup>3</sup> /日以上の場合)
ノルマルヘキサン抽出物質	別表のとおり
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色 又は臭気を帯びていないこと

※ 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準以外のもの

(別表)

ノルマルヘキサン抽出物質の排出基準			
1日当たりの排水量	5,000m <sup>3</sup> /日以上	1,000m <sup>3</sup> /日以上 5,000m <sup>3</sup> /日未満	1,000m <sup>3</sup> /日未満
鉱油類	3 mg/L以下	4 mg/L以下	5 mg/L以下
動植物油類	10 mg/L以下	20 mg/L以下	30 mg/L以下

b. ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準は、表 3.2.5-14 に示すとおりである。

表 3.2.5-14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

	特定施設の種類の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロー-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

※ 2つ以上の対象施設があつて、それらの廃水系統が一である場合で、異なる基準が定められているときは、最大の基準値を適用する。

※ TEQ：毒性等量。ダイオキシン類のうち最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性を表す換算係数（毒性等価係数：TEF）を決め、その係数により各ダイオキシン類の毒性の強さを換算したものを足し合わせた値をいう。

(3) 土壌

① 環境基本法に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.5-15 に示すとおりである。

表 3.2.5-15 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号

項目	基準値（環境上の条件）
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3.2.5-16 に示すとおりである。ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、次のとおり定められており、その適用範囲については、「廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。」とされている。

表 3.2.5-16 土壌の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

物質	基準値	測定方法
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

- 備考1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 備考2. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という）により測定した値（以下「簡易測定値」という）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 備考3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が $250\text{pg-TEQ/g}$ 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が $250\text{pg-TEQ/g}$ 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(4) 騒音

① 環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2.5-17 に示すとおりである。地域の類型及び時間の区分毎に設定されている。

表 3.2.5-17(1) 騒音に係る環境基準

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号  
平成11年 3月19日 大阪府公告第29号  
(単位：デシベル)

[道路に面する地域以外の地域（一般地域）]

地域の 類型	時 間 の 区 分		該当地域
	昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から翌6時)	
AA	50以下	40以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55以下	45以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居 専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居 専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55以下	45以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地 域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1 項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当 する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業 用の埋立地を除く。）
C	60以下	50以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、 商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港 の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を 除く。）

- 注1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
注2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
注3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
注4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号  
平成11年 3月19日 大阪府公告第29号  
(単位：デシベル)

[道路に面する地域]

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (6時から22時)	夜 間 (22時から翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2.5-17(2) 騒音に係る環境基準

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

平成11年 3月19日 大阪府公告第29号

(単位：デシベル)

〔幹線道路に近接する地域〕

基準値	
昼間（6時から22時）	夜間（22時から翌6時）
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

注1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)

②に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

注2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m



## ② 規制基準等

### a. 工場・事業場騒音

工場・事業場については、騒音規制法により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋め立て地のうち用途地域の指定のない地域の3地域を除く地域を規制地域とし、圧延機械等26種類の特定施設を有する工場・事業場からの騒音を規制の対象としている。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準は表3.2.5-18に示すとおりである。工業専用地域の一部等を除く地域を規制地域として、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線上における規制基準の遵守を義務づけている。

表 3.2.5-18 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	朝(午前6時から午前8時)、夕(午後6時から午後9時)の基準値	昼間(午前8時から午後6時)の基準値	夜間(午後9時から翌日午前6時)の基準値
第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50	55	45
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	60	65	55
工業地域、工業専用地域など	65	70	60
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	60	65	55

### b. 自動車騒音

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)は表3.2.5-19に示すとおりである。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められるときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者等には道路構造の改善等の意見を述べるができることとなっている。

表 3.2.5-19 自動車騒音の限度（要請限度）

（単位：デシベル）

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼間 （午前6時から 午後10時）	夜間 （午後10時から 翌日の午前6時）
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

- 注1. a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。  
a区域に該当する区域  
専ら住居の用に供される区域  
b区域に該当する区域  
主として住居の用に供される区域  
c区域に該当する区域  
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 注2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表に係わず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
- 注3. 要請限度値は、等価騒音レベルである。

### c. 建設作業騒音

騒音規制法では、特定建設作業を定め、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に対し、市町村長への届出を義務付けており、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が、昼間、夜間、その他の時間の区分及び作業時間の区分ごとに、環境大臣の定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、市町村長は騒音防止の方法を改善し、又は、作業時間を変更すべきことを勧告できるとしている。

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準は表 3.2.5-20 に示すとおりである。大阪府生活環境の保全等に関する条例では指定区域等を定め、基準値を示している。

表 3.2.5-20 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例 及び 特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類
法又は条例	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（注. 1） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注. 2） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注. 2） 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注. 2）
条例	9. 6.、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（注. 1） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

注1. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うこととなります。）

（単位：デシベル）

規制内容	1号区域における規制基準	2号区域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	騒音：85	騒音：85
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
最大作業時間	一日あたり10時間	一日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	連続6日間
作業日	日曜その他の休日 を除く日	日曜その他の休日 を除く日

区域区分	該当区域
1号区域	第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域（一部）、用途指定のない地域（一部）、工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域内で空港敷地を除く地域
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の地域の他、府条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当

(5) 振動

① 規制基準等

a. 工場・事業場振動

工場・事業場については、振動規制法により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋め立て地のうち用途地域の指定のない地域の3地域を除く地域を規制地域とし、液圧プレス等15種類の特設施設を有する工場・事業場からの振動を規制の対象としている。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準は表3.2.5-21に示すとおりである。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部等を除く地域を規制地域として、工場・事業場から発生する振動を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線上における規制基準の遵守を義務づけている。

表 3.2.5-21 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分	昼間(午前6時から午後9時)の基準値	夜間(午後9時から翌日午前6時)の基準値
第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	60	55
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	65	60
工業地域、工業専用地域など	70	65
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	65	60

## b. 道路交通振動

振動規制法に基づく自動車の走行に伴い発生する道路交通振動の限度（要請基準）は表 3.2.5-22 に示すとおりである。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められたときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者に対して道路補修等の措置をとるべきことを要請することができる。

表 3.2.5-22 道路交通振動の限度（要請限度）

区域の区分	用途地域	80%レンジの上端値（単位：デシベル）	
		時間の区分	
		昼間 （午前6時から 午後9時）	夜間 （午後9時から 翌日の午前6時）
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、無指定地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

注. 用途地域の指定のない地域は第2種区域

## c. 建設作業振動

振動規制法では、特定建設作業を定め、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に対し、市町村長への届出を義務付けており、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が、昼間、夜間、その他の時間の区分及び作業時間の区分ごとに、環境大臣の定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境を著しく損なうと認められるとき、市町村長は振動防止の方法を改善し、又は、作業時間を変更すべきことを勧告できるとしている。

振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準は表 3.2.5-23 に示すとおりである。大阪府生活環境の保全等に関する条例では指定区域等を定め、基準値を示している。

表 3.2.5-23 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類
法又は条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（注） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注）
条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業

注. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(単位：デシベル)

規制内容	1号区域における規制基準	2号区域における規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	振動：75	振動：75
作業可能時刻	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
最大作業時間	一日あたり10時間	一日あたり14時間
最大作業期間	連続6日間	連続6日間
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

区域区分	該当区域
1号区域	第1, 2種低層住居専用地域、第1, 2種中高層住居専用地域、第1, 2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域（一部）、用途指定のない地域（一部）、工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域内で空港敷地を除く地域
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の地域その他、府条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当

(6) 悪臭

① 規制基準等

a. 悪臭防止法に基づく規制方法（臭気指数規制）

悪臭防止法第3条及び第4条では、事業活動に伴って発生する悪臭を規制するため、市長が地域を定めて規制基準を設定することとしており、大阪市では市域全域を規制地域として、「敷地境界線（第1号）」、「気体排出口（第2号）」、及び「排水水（第3号）」の各排出形態により、規制基準を定めている。

(a) 敷地境界線における規制基準（第1号）

悪臭防止法に基づく規制基準のうち敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数 10～21 の範囲から定めることとされている。各臭気強度に対応する臭気指数を表 3.2.5-24 に示す。また、大阪市域における規制基準は表 3.2.5-25 に示すとおりである。

なお、臭気指数とは、においの付いた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に 10 を乗じた数値のことを臭気指数とし、算出式は下記に示すとおりである。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

また、臭気強度を表す方法として、一般的にその強さを 0～5 の 6 段階の数値に分けた 6 段階臭気強度表示法を用いる。

表 3.2.5-24 臭気強度と臭気指数との関係

臭気強度	内容	臭気指数(敷地境界線)
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい	
2	何のにおいかがわかる弱いにおい	
(2.5)	(2と3の間)	10～15
3	らくに感知できるにおい	12～18
(3.5)	(3と4の間)	14～21
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

表 3.2.5-25 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

	敷地境界線基準
臭気指数	10

(b) 気体排出口における規制基準（第2号）

気体排出口における第2号規制基準は、事業場敷地境界線上の第1号規制基準をもとに気体排出口からの臭気の拡散状況を勘案し、下記の考えをもとに表 3.2.5-26 に示すように定められている。

- ・気体排出口から拡散した臭気の地表上での最大着地濃度が、第1号規制基準（敷地境界線基準）を超えないこと
- ・排出口等の形状を反映した許容限度の算出
- ・気体排出口の高さによって臭気の大気拡散が異なるため、気体排出口の高さが15メートル以上と未満の施設とに分けて設定

表 3.2.5-26 悪臭防止に基づく気体排出口における規制基準

排出口の高さが15メートル以上の場合

指 標	臭気排出強度
大気拡散式	建物の影響による拡散場の乱れ（ダウンドラフト）を考慮した大気拡散式を用いる

注. 臭気排出強度（mN/分）＝臭気濃度×排出ガス流量（mN/分）  
この式において排出ガス流量とは、乾きガス流量であり、実排出ガス（湿り排出ガス）に含まれる水蒸気の体積分の流量を実排出ガス流量から引いたものである

排出口の高さが15メートル未満の場合

指 標	臭気指数
大気拡散式	流量を測定しない簡易な方法

※ 算定は、悪臭防止法施行規則第6条の2（排出口における臭気排出強度及び臭気指数に係る規制基準の設定方法）第1項、第2項、または大阪市告示第103号を参照。



(c) 排出水中における規制基準（第3号）

悪臭防止法に基づく排水における第3号の規制基準は、排水から拡散した臭気の地上 1.5メートルの高さでの最大濃度が、第1号規制基準を超えないよう、下記の式によって排水の臭気指数の許容限度が定められている。規制基準は表 3.2.5-27 に示すとおりである。

$$I_w = L + 16$$

$I_w$  : 排水の臭気指数

$L$  : 第1号規制基準値

表 3.2.5-27 悪臭防止法に基づく排水における規制基準

	排水基準
臭気指数	26

(7) 自然環境保全

自然環境保全については、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、都市緑地法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、大阪府自然環境保護条例等の関係法令に基づき、各種開発行ため等が規制されている。

事業計画地は、これらの法律等に基づく区域指定はなされていない。

(8) その他の公害に関する規制等

① 日照障害

大阪府域では、大阪府建築基準法施行条例に基づき、住居系地域を日影規制の対象地域として指定しており、建築物の敷地境界線からの水平距離に応じて5時間以上あるいは3時間以上の規制値が設けられている。

事業計画地は、工業専用地域であるため、規制の対象地域外である。

② 景観

都市景観については、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき、大阪市景観計画（平成18年2月策定、平成29年3月変更）が策定されている。また、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき市域全域を景観計画区域と定め、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ届出を行う必要がある。

事業計画地は、大阪市景観計画による河川景観配慮ゾーンに位置しており、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要がある。

なお、都市計画法による風致地区（自然的景観に富む区域及び古墳等の歴史的意義のある区域）には指定されていない。

### ③ 低周波音

低周波音については、法律、条例などによる規制値は定められていない。大阪府では、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」を環境保全目標として定めており、対象となる地域としては、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域」を指定している。

### (9) 環境保全計画等

環境の保全に係る計画のうち、主なものは以下に示すとおりである。

- ・大阪地域公害防止計画
- ・大阪 21 世紀の新環境総合計画
- ・大阪市環境基本計画
- ・大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第 3 次）
- ・窒素酸化物総量削減計画（大阪府）
- ・硫黄酸化物総量削減計画（大阪府）
- ・大阪市水環境計画（改訂）
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
- ・大阪府地球温暖化対策地域推進計画
- ・大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）
- ・大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画
- ・大阪市景観計画
- ・大阪市一般廃棄物処理基本計画

これらの環境保全計画のうち、大阪地域公害防止計画、大阪 21 世紀の新環境総合計画及び大阪市環境基本計画の目標は、それぞれ次のように示されている。

## ① 大阪地域公害防止計画

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第17条の規定により策定された「第9次 大阪地域公害防止計画」（平成24年、大阪府）があり、計画の期間は平成23年度から平成32年度まで、計画の目標は環境基準を達成するよう努めることとなっている。

## ② 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府においては、「大阪府環境基本条例」（平成6年大阪府条例第5号）に基づく「大阪 21 世紀の新環境総合計画～府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市～」(平成23年3月、大阪府)を策定している。

この計画は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものである。

### ○計画期間

2020(平成32)年度までの10年間とし、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行う。

### ○計画の概要

持続可能な経済社会システムを目指して、府民の参加・行動のもと、下記の分野の施策を講じることにより、魅力と活力のある快適な地域づくりを目指します。施策の展開にあたっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることにより、好循環が創出されるよう取り組むとともに、あらゆる分野に環境の視点を組み込み、地域主権、広域連携を推進する。

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築
- ・資源循環型社会の構築
- ・全てのいのちが共生する社会の構築
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築

### ○目指すべき将来像

府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

### ③ 大阪市環境基本計画

大阪市では、「大阪市環境基本条例」（平成7年大阪市条例第24号）の理念である「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を確保すること」を実現するため、同条例第8条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として、平成23年3月に「大阪市環境基本計画」を策定している。

#### ○計画期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

#### ○計画の概要

「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱として、「全ての主体の参加と協働」のもとで、周辺都市との広域連携や環境・エネルギー産業の振興などを図りながら施策を進めることで、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざしている。

#### ○計画の目標

##### ・低炭素社会の構築

市域の温室効果ガス総排出量を2020（平成32）年度までに1990（平成2）年度比で25%以上削減する。さらに、2050年度に向けて80%削減する。

##### ・循環型社会の形成

市域のごみ処理量を110万トンとする目標を早期に達成するとともに、100万トン以下とする新たな目標を設定する。

##### ・快適な都市環境の確保

「大阪市緑の基本計画」の目標を達成する。

年平均気温及び熱帯夜日数を現状以下にする。

環境基準などを100%達成する。